

# 目 次

別紙第1 職員の給与等に関する報告	1
(はじめに)	1
1 給与構造改革の概要	2
2 給与構造改革の進捗状況	4
I 給与勧告の基本的考え方	4
1 給与勧告の意義と役割	4
2 民間準拠の考え方	5
3 公務員給与を取り巻く諸情勢	6
II 民間給与との較差に基づく給与改定	8
1 公務員給与と民間給与の実態	8
2 民間給与との比較	10
3 本年の給与の改定	12
III 給与構造改革	16
1 平成20年度において実施する事項	16
2 勤務実績の給与への反映の推進	20
IV 給与勧告実施の要請	21
別紙第2 勧告	31
別紙第3 公務員人事管理に関する報告	1
(はじめに)	1
1 新たな人事評価制度の導入	2
2 専門職大学院等に対応した人材確保	5
3 新たな幹部要員の確保・育成の在り方	6
4 官民交流の拡大	8
5 退職管理	9
6 労働基本権問題の検討	11
7 当面の課題	11
(おわりに)	16

## 別紙第1

# 職員の給与等に関する報告

(はじめに)

現在、公務及び公務員の在り方が国民から厳しく問われている。

公務員制度改革については、先般、国家公務員法の改正が行われたほか、内閣において公務員制度全般の課題についての検討が始められている。

本院としても、人事行政の専門機関として、別紙第3に示すとおり公務員制度改革に積極的に取り組むとともに、公務及び公務員に対する国民の信頼の回復に向けて最大限努力していく所存である。

本院は、中立第三者機関として、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する責務を有しており、昭和23年の第1回の給与勧告以来、常に必要な調査研究を行い、勧告を積み重ねてきている。給与勧告においては、民間給与との精確な比較を基に給与水準の適正化を図るとともに、民間賃金の動向をはじめとする公務をめぐる諸情勢の変化に対応できるよう、公務員給与の改革に取り組んでいる。

最近においては、平成17年の勧告時の報告において、国家公務員の給与制度の基本である職務給の原則、成績主義を推し進めるとともに、地域における公務員給与水準の適正化を図るため、給与制度の抜本的な改革を行うことを表明した。この給与構造改革は、新たな時代に向けての適正な給与制度を

実現するため、平成18年度から平成22年度までの5年間で、逐次改革を実施していくものである。

また、給与水準に関しては、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるため、平成18年勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるとともに、月例給の比較対象となる民間企業の従業員の範囲を見直すなど抜本的な見直しを行った。これにより、公務と民間で同種・同等の者同士を比較するという民間準拠方式の下で、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員給与に反映させることとなった。

## 1 給与構造改革の概要

### (1) 地域間給与配分の見直し

国家公務員の基本給（俸給）の水準は、民間の全国平均の水準を基礎に定められていたため、民間賃金が全国平均より低い地域では公務員の給与が地場企業の賃金より高くなっているとともに、民間賃金が高い地域においては公務員の給与が民間賃金を下回っていた。このため、全国共通に適用される俸給表の水準について、民間賃金水準が最も低い地域に合わせ、平均で4.8%の引下げを実施することとする一方、主に民間賃金が高い地域に勤務する職員を対象として、3%から最大18%までの地域手当を新設することとした（平成17年勧告）。あわせて、広域にわたる異動を行う職員を対象に広域異動手当を新設することとした（平成18年勧告）。

### (2) 職務・職責に応じた俸給構造への転換

俸給は、職務・職責に応じて支給されるべきものであるが、給与構造改

革前の俸給表は、上下の職務の級の間における水準の重なりが大きな構造となっているなど、年功的な給与上昇を許容するものとなっていた。このため、俸給表水準の平均4.8%の引下げの際に、中高年齢層の引下げ幅を7%程度にすることなどにより、給与カーブのフラット化を進めることとした（平成17年勧告）。さらに、課長、課長補佐、係長等のそれぞれの職務・職責の違いを重視した俸給表への転換を図るよう、職務の級と役職段階との関係を再整理し、職務の級の統合、新設を行うこととした（平成17年勧告）。

### (3) 勤務実績の給与への反映の推進

給与構造改革前においては、普通昇給について一律的な運用が見られたことに加え、特別昇給について持ち回りの運用がなされているとの指摘があるなど、昇給への勤務実績の反映が十分に行われているとは言い難い状況となっていた。このため、それまでの俸給表の号俸を4分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、普通昇給と特別昇給を勤務実績に基づくいわゆる査定昇給に一本化し、勤務実績を適切に反映できるよう整備を図ることとした（平成18年実施）。

また、ボーナス（勤勉手当）についても、支給額に勤務実績をより反映し得るよう、「優秀」以上の成績区分の人員分布を拡大することとした（平成18年実施）。

### (4) 複線型人事管理に向けた環境整備

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是

正し、在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理を導入することが極めて重要となっている。

このため、本院としても、これまでのライン職を中心とした人事管理から複線型人事管理に転換していくに当たっての環境整備の一環として、高度の専門能力を持つスペシャリストに対して適切な給与処遇が行えるよう、Ⅲに示すとおり、平成20年度から、専門スタッフ職俸給表を新設することとしている。

## 2 給与構造改革の進捗状況

給与構造改革は、平成18年度から、俸給表水準の引下げを実施しつつ、逐次、手当の新設等の措置を講ずることとしており、別表第1のとおり、現在、段階的に進行している。

以上のとおり、給与構造改革を含む公務員給与の改革は、着実に実施に移されており、適正な給与水準が確保されるとともに、新たな制度の下で、地域間配分の適正化、職務給の徹底、成績主義の推進が進められているほか、専門スタッフ職俸給表の活用を通じて複線型人事管理のための環境整備を図っていく過程にある。本院としては、引き続き、これらの改革を進めることにより、社会一般の情勢に適応し、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で改革に取り組んでいく所存である。

### I 給与勧告の基本的考え方

#### 1 給与勧告の意義と役割

給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般

の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、従来より、国家公務員の給与水準の適正化についてのみならず、給与制度の見直しについても勧告を行っている。

公務員給与については、納税者である国民の理解を得る必要があることから、本院が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、民間給与との精確な比較を基に給与勧告を行うことにより、適正な公務員給与が確保されている。勧告が実施され、適正な処遇を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

## 2 民間準拠の考え方

本院は、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている。

民間給与との比較方法については、単純な給与の平均値によるのではなく、主な給与決定要素である役職段階、年齢、勤務地域などを同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。また、前記のとおり、昨年の勧告において、民間企業従業員の給与をより広く把握し、公務員の給与に反映させるため、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなどの見直しを行った。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を確保することが必要とされる中で、その給与は、民間企業と異なり、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によってその時々々の経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的であり、職員の理解と納得とともに広

く国民の理解を得られる方法であると考えられることによる。

### 3 公務員給与を取り巻く諸情勢

公務員給与は、平成14年、平成15年及び平成17年が月例給の引下げ、また、平成11年から平成15年までが5年連続で特別給の年間支給月数の引下げとなっており、一昨年まで年間給与の減少が続いていた。昨年は、月例給、特別給の双方について公務員給与と民間給与の水準がほぼ均衡していたことから、改定を行わなかった。

#### (1) 最近の賃金・雇用情勢等

##### ア 民間賃金指標の動向

「毎月勤労統計調査」（厚生労働省、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与は、昨年4月に比べ0.1%増加している。また、所定外給与は2.2%増加しており、これらを合わせた「きまって支給する給与」は0.3%の増加となっている。なお、パートタイム労働者を除く一般労働者についても、所定内給与は0.1%の増加、きまって支給する給与は0.3%の増加となっている。

##### イ 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省、全国）は、昨年4月と同水準となっており、勤労者世帯の消費支出（同省「家計調査」、全国）は、昨年4月に比べ名目0.1%の減となっている。

本院が家計調査を基礎に算定した本年4月における全国の2人世帯、

3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ192,780円、211,770円及び230,760円となっている。また、「全国消費実態調査」（同省）を基礎に算定した同月における1人世帯の標準生計費は、98,270円となっている。

## ウ 雇用情勢

本年4月の完全失業率（総務省「労働力調査」）は、昨年4月の水準を0.3ポイント下回り、3.8%（季節調整値）となっている。

また、本年4月の有効求人倍率及び新規求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）は、昨年4月に比べると、それぞれ0.01ポイント、0.05ポイント上昇して1.05倍（季節調整値）、1.58倍（同）となっている。

（参考資料 3 生計費関係 参照）

（参考資料 4 労働経済関係 参照）

## (2) 各方面の意見等

本院は、公務員給与の改定を検討するに当たって、東京のほか全国42都市において有識者との懇話会、中小企業経営者等との意見交換を行うこと等により、広く国民の意見の聴取に努めた。

各界との意見交換においては、昨年4月から実施している給与構造改革について、その内容は妥当との意見が多かった。その上で、勤務実績の給与への反映における評価基準の設定等に当たっては、様々な工夫が必要である等の意見があったほか、専門スタッフ職俸給表については、早期退職慣行の是正につながることから導入する必要があるとの意見が



多かった。また、昨年実施した民間給与との比較方法の見直しについては妥当との意見が多かった。

本院が委嘱している「国家公務員に関するモニター」(500人)においては、公務員の給与を決定するに当たって重視すべき要素として、「個々の職員の仕事の実績や成果」(51.8%)、「就いている仕事の内容や専門性」(36.5%)とする意見が高い割合となっている。

## Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 公務員給与と民間給与の実態

#### (1) 公務員給与の状況

本院は、「平成19年国家公務員給与等実態調査」を実施し、一般職の職員の給与に関する法律が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。その結果、本年の民間給与との比較対象である行政職俸給表(一)適用者(166,568人、平均年齢40.7歳)の本年4月における平均給与月額が383,541円となっており、税務署職員、刑務官等を含めた職員全体(286,617人、平均年齢41.4歳)では401,655円となっている。

(参考資料 1 公務員給与関係 参照)

#### (2) 民間給与の状況

##### ア 職種別民間給与実態調査

本院は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の民間事業所約54,000(母集団事業所)のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した10,154の事業所を対象に、「平成19年職種別民間給与

実態調査」を実施した。調査では、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係22職種の約37万人及び研究員、医師等56職種の約6万人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を実施した。

職種別民間給与実態調査については、昨年から調査対象企業の範囲を拡大しているが、調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、昨年よりも上昇し、89.4%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

## イ 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

### (7) 本年の給与改定の状況

#### (初任給の状況)

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で40.0%（昨年41.2%）、高校卒で18.5%（同20.7%）となっているが、特に大学卒では、企業規模が大きい事業所における採用割合が高くなっており、企業規模500人以上の事業所では70.0%（同76.9%）となっている。

これらのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で28.4%（昨年21.5%）、高校卒で26.0%（同19.2%）となっており、昨年に比べて増加している。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で195,048円（同192,686円）、高校卒で156,472円

(同154,810円) となっており、昨年に比べて大幅な増額となっている。

#### (給与改定の状況)

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.1% (昨年25.7%) となっており、昨年に比べて増加している。一方、ベースアップを中止した事業所の割合は13.5% (同16.2%)、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5% (同0.7%) となっており、昨年に比べていずれも減少している。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は74.1% (昨年68.4%) となっており、昨年に比べて増加している。

#### (4) 雇用調整の実施状況

別表第4に示すとおり、民間事業所における雇用調整の実施状況をみると、平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は16.4%となっており、昨年(19.9%)に比べて減少している。雇用調整の措置内容をみると、部門の整理・部門間の配転(7.1%)、採用の停止・抑制(4.7%)、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換(3.5%)の順になっている。

(参考資料 2 民間給与関係 参照)

## 2 民間給与との比較

## (1) 月例給

### (民間給与との較差)

本院は、国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては行政職俸給表(一)、民間においては公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる職種の者について、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った。その結果、別表第5に示すとおり、公務員給与が民間給与を1,352円(0.35%)下回った。

### (諸手当)

民間における家族手当の支給状況を調査した結果は、別表第6に示すとおりであり、職員の扶養手当の現行支給額と比較すれば、配偶者と子2人に係る民間の家族手当の支給額が職員のこれらに係る扶養手当の支給額を上回っている。

## (2) 特別給

本院は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第7に示すとおり、所定内給与月額に相当する4.51月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月)を上回っている。

### 3 本年の給与の改定

#### (1) 改定の基本方針

前記のとおり、本年4月時点で、公務員の月例給与が民間給与を1,352円(0.35%)下回っていることが判明した。

これは、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年比べて増加している一方、ベースアップを中止した事業所、ベースダウンを実施した事業所の割合はいずれも減少していることなどによるものと考えられる。

給与勧告を通じて民間給与との精確な比較により適正な公務員給与を確保することは、人材の確保や労使関係の安定に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。本院としては、月例給について、民間給与との較差を埋める形で均衡を図ることが適当であると判断した。

月例給の改定においては、基本的な給与である俸給月額について、民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、中高年齢層については改定を行わないこととした。また、扶養手当について、扶養親族である子等に係る支給月額を引き上げることとした。

さらに、地域手当の本年度の支給割合について、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差が一定以上の地域において、給与構造改革における今後の改定分の一部を繰り上げて、引上げを行うこととした。

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、昨年冬と本年夏の1年間の民間の特別給の支給割合に見合うよう、0.05月分引き上げる必要があると判断した。

以上のように、本年は月例給及び特別給について所要の改定を行うこととした。月例給の改定については、本年4月の公務員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

このほか、給与構造改革に関して、Ⅲに示すとおり改定を行うこととした。

## (2) 改定すべき事項

### ア 俸給表

公務の初任給を中心とした若年層の俸給水準については、平成14年以降、俸給表の引下げ改定に伴って引き下げられているが、民間においては、前記のとおり、初任給に顕著な伸びが見られる。

一方、中高年齢層については、給与構造改革において、民間の給与水準を踏まえつつ、給与カーブをフラット化するため、俸給水準の引下げが段階的に実施されている。

以上の点を踏まえ、民間との間に相当の差が生じている初任給を中心に若年層に限定して改定を行い、中高年齢層については改定を行わないこととする。

具体的には、民間との給与比較を行っている行政職俸給表(一)について、Ⅱ種・Ⅲ種採用職員の初任給を1.2%の改定とし、それに準じてⅠ種採用職員の初任給及び若年層の俸給月額を改定する。その結果、若年層の多くが在職する1級の平均改定率は1.1%、2級は0.6%の改善となり、行政職俸給表(一)全体の平均改定率は0.1%となる。

また、行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に、所要の改定を行うこととする。

なお、再任用職員の俸給月額並びに指定職俸給表、任期付研究員俸給表(招へい型)及び特定任期付職員俸給表については、本年の俸給表改定が若年層に限定したものであることから改定を行わない。

## イ 扶養手当

民間の支給状況等を考慮するとともに、子等を扶養する職員の家計負担の実情や我が国全体としての少子化対策が推進されていることにも配慮し、扶養親族である子等に係る支給月額(職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。)を500円引き上げることとする。

## ウ 地域手当の支給割合の改定

給与構造改革において、地域間給与配分の見直しは着実に実施すべき重要な課題であり、その改定を円滑に進めるため、本年4月1日から平成20年3月31日までの間の地域手当の支給割合について、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差が6%以上の地域において、既に本年4月に行った改定に加えて、別表第8のとおり、0.5%の引上げを行うこととした。

## エ 期末手当・勤勉手当等

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を

0.05月分引き上げ、4.5月分とすることとする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に割り振ることとし、本年度については、12月期の勤勉手当を引き上げ、平成20年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。

なお、勤務実績を支給額により反映し得るよう、本年の勤勉手当の支給月数の引上げ分の一部を用いて、「優秀」以上の成績区分を適用される者の成績率と「良好（標準）」の成績区分を適用される者の成績率の差の拡大を図ることとする。

また、指定職俸給表適用職員の期末特別手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても同様に支給月数を引き上げることとする。

### (3) その他の課題

#### ア 住居手当

住居手当については、民間における支給状況、職員の家賃負担の状況等を踏まえ、自宅に係る住居手当の廃止も含めて、その見直しに着手する。

#### イ 非常勤職員の給与

委員、顧問、参与等以外の非常勤職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律第22条第2項の規定に基づき、各庁の長が、常勤の職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で支給しているところであり、多様な職務に応じた様々な処遇が行われているが、同様の職務



に従事しながら、所属する府省によって必ずしも均衡がとれていない事例も見受けられる。本院としては、非常勤職員の給与の実態の把握に努めるとともに、それぞれの実態に合った適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討していくこととする。

なお、非常勤職員の問題については、民間の状況もみつつ、その位置付け等も含めて検討を行う必要があるものとする。

#### ウ 独立行政法人等への協力

本院は、主務大臣、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人等が行っている給与水準の公表に当たって、各法人の給与水準の国家公務員との比較指標等を作成し、提供してきている。本院としては、今後とも、専門機関として、独立行政法人等における給与水準の在り方等の検討において、適切な協力を行うこととする。

### Ⅲ 給与構造改革

#### 1 平成20年度において実施する事項

給与構造改革は、前記のとおり、平成18年度以降平成22年度までの間に逐次実施を図ることとしている。

平成20年度においては、以下の施策について所要の措置を講じていくこととする。

##### (1) 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、在職期間の長

期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設する。

専門スタッフ職俸給表が適用される職員（以下「専門スタッフ職職員」という。）は、公務における長年の行政経験を通じて蓄積した高度の専門的な知識や経験を活かしつつ、ライン職では十分にカバーできないような調査、研究等を自律的に行うことにより、政策の企画、立案等の支援を行うこととなる。その際、専門スタッフ職職員が自らの調査、研究等の活動を充実させるため、比較的自由に外部の研究者等との交流を行うことも可能となる仕組みを整備することが適当である。

これらの観点から、専門スタッフ職職員に適用される制度については、次のとおりとする。

#### **ア 俸給表の適用範囲**

行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

なお、専門スタッフ職俸給表の適用に当たっては、上記の適用範囲に沿った職務を内容とする官職を整備することが必要となる。

#### **イ 俸給表の構成**

専門スタッフ職俸給表は、3級構成とし、各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎としたものとする。

#### **ウ 専門スタッフ職俸給表への異動時における俸給月額の設定**

専門スタッフ職俸給表に異動した場合の職務の級は、その者の占め

ることとなる官職の職務に応じて決定する。また、号俸は、人事院規則で定める対応表を用いて決定する。

なお、専門スタッフ職職員に対する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第11条の規定による俸給の支給額（平成18年4月1日の俸給の切替えに伴う経過措置として支給される額）は、その者の平成18年3月31日における行政職俸給表(一)の俸給月額とその者が現に受ける俸給月額の差額に相当する額とする。

## エ 昇給

専門スタッフ職俸給表の2級、3級職員については、特に高度の専門的な知識経験に基づいて成果を出すことが求められることから、より成果に着目した昇給の仕組みとするため、別表第9の昇給区分に応じた昇給号俸数を適用する。また、専門スタッフ職俸給表1級職員については、行政職俸給表(一)の6級以下の職員と同じ昇給号俸数を適用する。

## オ 諸手当

### (7) 専門スタッフ職調整手当

専門スタッフ職調整手当は、専門スタッフ職俸給表3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験及び識見を有する職員であって、当該知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる特に重要な業務で特に困難なものに従事する職員として人事院規則で定めるものに支給する。

#### **a 手当額**

専門スタッフ職調整手当は、俸給月額に100分の10を乗じて得た額とする。

#### **b 諸手当の算定基礎**

専門スタッフ職調整手当は、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当の算定基礎とする。

### **(イ) 管理職員特別勤務手当等**

専門スタッフ職俸給表の2級、3級職員については、管理職員特別勤務手当の支給対象とし、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給対象としない。

また、専門スタッフ職職員については、俸給の特別調整額の支給対象としない。

### **(ウ) 勤勉手当**

専門スタッフ職職員は、自律性を発揮して職務を遂行し、成果を出すことが期待されることから、他の俸給表と比べて、成果をより強く反映し得る仕組みとするため、勤勉手当の成績率を別表第10のとおりとする。

### **カ 勤務時間の弾力化**

専門スタッフ職職員については、調査、研究等の業務を自律的に行うこと及びそれらの業務を集中的・継続的に行う必要がある場合があることを踏まえ、弾力的に勤務時間を設定することが適当である。具

体的には、専門スタッフ職職員の勤務時間について、当該職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁の長が割り振る仕組みとする。

#### キ 実施時期

平成20年4月1日から実施する。

#### (2) 地域手当の支給割合の改定

地域手当の支給割合は、平成22年3月31日までの間は、地域手当の級の区分ごとに人事院規則で定める暫定的な支給割合とすることとされており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の支給割合については、前記Ⅱの改定内容、支給地域における職員の在職状況等を踏まえ、別表第11のとおりとする。

なお、広域異動手当は、昨年の勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第101号）により平成19年度及び平成20年度の2段階に分けて導入することとされた。平成19年度の支給割合は、異動前後の官署間の距離区分に応じ、暫定的に、60km以上300km未満は2%、300km以上は4%とされているが、平成20年度にそれぞれ3%、6%に引き上げられ、制度が完成する。

## 2 勤務実績の給与への反映の推進

勤務実績の給与への反映について、より実効あるものとしていくためには、各府省における運用の在り方が極めて重要となる。すなわち、職員の

勤務実績に基づき、昇給及び勤勉手当の人員分布率や勤勉手当の成績率の基準等に沿って適正な成績判定を行うとともに、成績不良者について判定基準に照らし厳格に下位の成績区分を適用することが求められる。

平成18年度における管理職層に係る昇給制度の運用状況及びその他の職員を含む勤勉手当制度の運用状況をみると、上位の成績区分に決定された者の割合が人員分布率におおむね合致しているなど、その趣旨に沿った取組が進められているものと認められた。

今後においても、昇給制度や勤勉手当制度の運用状況について必要なフォローアップを行い、その結果も踏まえつつ、勤務実績の給与への反映について一層推進していくこととする。

また、新たな人事評価制度の導入に当たっては、評価結果を給与決定の基礎資料として用いることにより勤務実績の給与への反映の一層の推進を図ることとし、その給与への活用方法について、引き続き検討を進めることとする。

#### IV 給与勧告実施の要請

人事院の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、国民の理解と支持を得て、公務員給与の決定方式として定着している。

公務員は、行政ニーズが増大し、複雑化する中でそれぞれの分野において、離島やへき地を含め全国津々浦々で、国民生活の維持・向上、生命・財産の安全確保等の職務に精励している。今日、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上が求められる中で、個々の職員が高い士気をもって困難な仕事

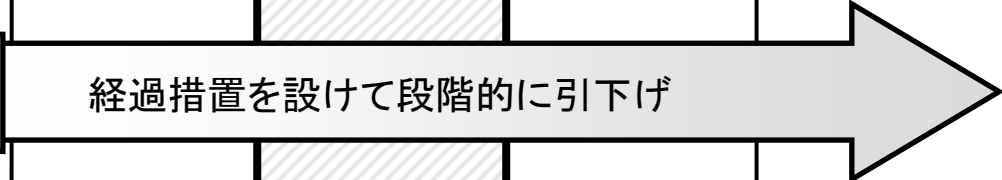
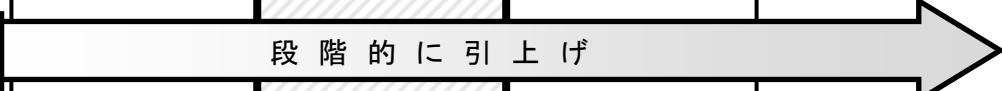
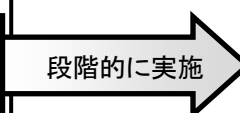

に立ち向かうことが強く求められており、公務員給与は、そのような職員の努力や実績に的確に報いていく必要がある。

なお、一部に、不祥事や不適切な業務処理が見られることは極めて遺憾であり、そのような国民の信託に反する行為に対しては厳しく対処するとともに、関係者はもとよりすべての公務員が一丸となって国民の信頼の回復に努めなければならないことは言うまでもない。

民間準拠により公務員給与を決定する仕組みは、公務員に対し国民から支持される納得性のある給与水準を保障し、前述のような職員の努力や実績に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものである。

国会及び内閣におかれては、このような人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 給与構造改革の進捗状況

平成18年度 (平成17年勧告)	平成19年度 (平成18年勧告)	平成20年度 (平成19年勧告)	平成21年度 (平成20年勧告)	平成22年度(完成) (平成21年勧告)
俸給表水準の 引下げ	経過措置を設けて段階的に引下げ 			
地域手当の新設	段階的に引上げ 			
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     専門スタッフ職 俸給表の新設                 </div>		
勤務実績の給与 への反映の推進	段階的に実施 			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         広域異動手当 の新設                     </div>		2年間で完成 	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                         俸給の特別調 整額の定額化                     </div>			
				<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">                         本府省手当の新設                     </div> ※平成22年度までの間に実施



別表第2 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	28.1	13.5	0.5	57.9
課長級	22.0	12.5	0.5	65.0

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	78.5	74.1	33.2	5.5	35.4	4.4	21.5
課長級	61.3	57.4	24.9	4.7	27.8	3.9	38.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第4 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	4.7
部門の整理・部門間の配転	7.1
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.5
転籍出向	2.6
一時帰休・休業	0.2
残業の規制	2.9
希望退職者の募集	1.2
正社員の解雇	1.0
賃金カット	1.1
計	16.4

(注) 平成19年1月以降の実施状況である。

別表第5 公務員給与と民間給与との較差

民間給与	公務員給与	較 差 ①-② $\left[ \frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right]$
384,893円 ①	383,541円 ②	1,352円 (0.35%)

(注) 民間、公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,239円
配 偶 者 と 子 1 人	19,995円
配 偶 者 と 子 2 人	25,948円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成17年以降改定された事業所について算出した。

備 考 公務員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

別表第7 民間における特別給の支給状況

区 分 項 目		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
			円
平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )	365,746	282,738
	上半期 (A <sub>2</sub> )	367,132	282,853
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	818,928	588,937
	上半期 (B <sub>2</sub> )	837,282	579,939
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	月分 2.24	月分 2.08
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.28	2.05
年 間 の 平 均		4.51月分	

(注) 1 下半期とは平成18年8月から平成19年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.45月である。

別表第8 平成19年度の地域手当の級地別支給割合

級地 (支給割合)	改定幅	平成19年度の 地域手当の 支給割合	うち 追加改定割合	平成18年3月31日 の調整手当 の支給割合
1級地 (18%)	6%	14.5%	0.5%	12%
2級地 (15%)	5※	12※		10※
	12	7.5	0.5	3
	15	6.5	0.5	0
3級地 (12%)	2	12		10
	3	11		9
	6	8.5	0.5	6
	9	6.5	0.5	3
	12	4.5	0.5	0
4級地 (10%)	0	10		10
	1	10		9
	4	8		6
	7	5.5	0.5	3
	10	4.5	0.5	0
5級地 (6%)	0	6		6
	3	5		3
	6	2.5	0.5	0
6級地 (3%)	0	3		3
	1	3		2
	3	2		0

(注) 1 「改定幅」は、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差を示す。

2 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における改定幅、支給割合を含む。

別表第9 専門スタッフ職職員の昇給区分ごとの昇給号俸数

	極めて良好	特に良好	良好 (標準)	やや 良好でない	良好でない
2級職員	5号俸以上	3号俸	1号俸	昇給なし	
3級職員	5号俸以上	3号俸	昇給なし		

別表第10 専門スタッフ職職員の勤勉手当の成績区分ごとの成績率

(1級職員)

(2級、3級職員)

成績区分	成績率	成績区分	成績率
特に優秀	160/100以下 103/100以上	特に優秀	221/100以下 150/100以上
優 秀	103/100未満 85/100以上	優 秀	150/100未満 116/100以上
良 好 (標準)	67/100	良 好 (標準)	82/100
良 好 (標準) 未 満	67/100未満	良 好 (標準) 未 満	82/100未満

別表第11 平成20年度の地域手当の級地別支給割合

級 地 (支給割合)	改 定 幅	平成20年度の 地域手当の 支給割合	平成18年3月31日 の調整手当 の支給割合
1 級 地 ( 1 8 % )	6 %	16 %	12 %
2 級 地 ( 1 5 % )	5※	13※	10※
	12	9	3
	15	9	0
3 級 地 ( 1 2 % )	2	12	10
	3	12	9
	6	10	6
	9	8	3
	12	6	0
4 級 地 ( 1 0 % )	0	10	10
	1	10	9
	4	9	6
	7	7	3
	10	6	0
5 級 地 ( 6 % )	0	6	6
	3	6	3
	6	4	0
6 級 地 ( 3 % )	0	3	3
	1	3	2
	3	3	0

(注) 1 「改定幅」は、地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差を示す。

2 2級地の欄中の※印は、医師等に係る地域手当の特例措置における改定幅、支給割合を含む。

## 別紙第2

# 勸 告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

平成19年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係法律の改正

### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

#### (1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。）を各1人につき6,500円とすること。

##### イ 勤勉手当及び期末特別手当について

#### (ア) 勤勉手当の支給割合

a 平成19年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.775月分（特定幹部職員にあっては、0.975月分）とすること。

b 平成20年度以降については、6月及び12月に支給される勤勉手

当の支給割合をそれぞれ0.75月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.95月分）とすること。

(1) 期末特別手当の支給割合

12月に支給される期末特別手当の支給割合を1.8月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の第2号任期付研究員に適用される俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

特定任期付職員について、12月に支給される期末手当の支給割合を1.8月分とすること。

給与構造改革のための一般職の職員の給与に関する法律の改正

1 専門スタッフ職俸給表の新設

別記第3のとおり、専門スタッフ職俸給表を新設すること。

2 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の昇給に関する特例

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものの昇給については、次のとおりとすること。



- (1) その職務の級が2級である職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給の日前1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を1号俸とすることを標準として人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。
- (2) その職務の級が3級である職員については、昇給の日前1年間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り、人事院規則で定める基準に従い昇給させるものとする。

### 3 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員の諸手当

#### (1) 専門スタッフ職調整手当について

ア 新たに専門スタッフ職調整手当を設け、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもののうち、極めて高度の専門的な知識経験及び識見を有する職員であって、当該知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる特に重要な業務で特に困難なものに従事するもの（人事院規則で定める職員に限る。）に支給すること。

イ 専門スタッフ職調整手当の支給月額、俸給月額に100分の10を乗じて得た額とすること。

ウ 専門スタッフ職調整手当は、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの算出基礎とすること。

#### (2) 管理職員特別勤務手当等について

専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものは、管理職員特別勤務手当の支給対象とすることとし、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の支給対象としないこと。

## 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

各省各庁の長が始業及び終業の時刻について職員の申告を経て勤務時間を割り振ることができる職員として、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員その他の人事院規則で定める職員を加えること。

### 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、の1の(2)のイの(ア)のa及び(イ)、2の(2)並びに3についてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、の1の(2)のイの(ア)のb並びに及びについては平成20年4月1日から実施すること。

## 別記第1

## 行政職俸給表

## イ 行政職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	

	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800	
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100		
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900		
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700		
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300		
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100		
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900		
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700		
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300		
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100		
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900		
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700		
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300		
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100		
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900		
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700		
再任 用職 員以 外の 職員	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300		
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200			
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900			
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600			
	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100			
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800			
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500			
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200			
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700			
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900					
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600					
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100					
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	345,300	386,800						
87	240,800	296,800	345,800	387,400						
88	241,500	297,200	346,300	388,000						

89	242,300	297,500	346,700	388,700						
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000							
95		299,700	349,500							
96		300,100	350,000							
97		300,300	350,300							
98		300,700	350,800							
99		301,100	351,300							
100		301,500	351,800							
101		301,700	352,100							
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							
112		305,700	356,700							
113		305,900	357,200							
114		306,300								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,600								
119		307,900								
120		308,200								
121		308,600								
122		308,900								
123		309,200								
124		309,500								
125		309,900								
再任用職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

□ 行政職俸給表(二)

職 員 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
	2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
	3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
	4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
	5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
	6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
	7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
	8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
	9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
	10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
	11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
	12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
	13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700
	14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
	15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
	16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
	17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
	18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
	19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
	20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
	21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
	22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
	23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
	24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
	25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500
	41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300

	45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
	49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900
	53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
	57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
	61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
	65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
	69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	204,400	254,200	285,400	316,500	
	71	205,000	254,800	286,200	317,000	
	72	205,600	255,400	287,000	317,500	
	73	206,300	255,900	287,900	317,800	
	74	207,000	256,400	288,700	318,300	
	75	207,700	256,900	289,500	318,800	
	76	208,500	257,400	290,300	319,300	
	77	208,900	258,000	291,100	319,600	
	78	209,600	258,500	291,700	320,000	
	79	210,300	259,000	292,300	320,400	
	80	211,000	259,500	292,900	320,800	
	81	211,700	259,900	293,400	321,300	
	82	212,400	260,200	294,000	321,700	
	83	213,100	260,500	294,600	322,100	
	84	213,800	260,800	295,200	322,500	
	85	214,500	261,200	295,700	322,900	
	86	215,200	261,600	296,300	323,300	
	87	215,900	262,000	296,900	323,700	
	88	216,600	262,400	297,500	324,100	
	89	217,200	262,600	297,900	324,400	
	90	217,800	263,000	298,400	324,800	
	91	218,400	263,400	298,900	325,200	
	92	219,000	263,800	299,400	325,600	
	93	219,500	264,200	299,900	325,900	
	94	220,000	264,600	300,400	326,300	
	95	220,500	265,000	300,900	326,700	
	96	221,000	265,400	301,400	327,100	

再任職員以外の職員

97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		
109	227,800	269,300	306,900		
110	228,300	269,600	307,300		
111	228,800	269,900	307,700		
112	229,300	270,200	308,100		
113	229,800	270,500	308,400		
114	230,300	270,800	308,800		
115	230,800	271,100	309,200		
116	231,300	271,400	309,600		
117	231,700	271,700	309,900		
118	232,100	272,000	310,300		
119	232,500	272,300	310,700		
120	232,900	272,600	311,100		
121	233,300	272,800	311,400		
122		273,100	311,800		
123		273,400	312,200		
124		273,700	312,600		
125		273,800	312,800		
126		274,100	313,200		
127		274,400	313,600		
128		274,700	314,000		
129		274,800	314,200		
130		275,100	314,600		
131		275,400	315,000		
132		275,700	315,400		
133		275,800	315,600		
134		276,100			
135		276,400			
136		276,700			
137		276,800			
再任 用職員	192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。



専門行政職俸給表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	156,500	226,800	276,900	321,400	367,200	414,800	468,700	534,200
	2	158,200	229,100	279,600	323,700	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	159,900	231,400	282,300	326,000	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	161,600	233,600	285,000	328,300	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	163,200	235,900	287,600	330,600	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	165,700	238,200	290,300	332,800	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	168,100	240,500	293,000	335,000	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	170,500	242,800	295,700	337,200	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	172,800	245,200	298,200	339,400	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	174,500	247,400	300,700	341,500	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	176,200	249,600	303,200	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	177,900	251,800	305,700	345,700	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	179,600	254,100	308,300	347,900	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	181,400	256,300	310,600	350,000	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	183,200	258,500	312,900	352,100	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	185,000	260,700	315,200	354,200	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	186,900	262,800	317,300	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	188,700	265,100	319,500	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	190,500	267,400	321,700	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	192,300	269,700	323,900	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	193,900	272,100	325,900	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	195,700	274,400	328,000	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	197,500	276,700	330,100	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	199,300	279,000	332,200	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	201,100	281,100	334,200	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	202,900	283,300	336,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	204,700	285,500	338,400	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	206,500	287,700	340,500	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	208,100	290,000	342,500	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	210,000	292,000	344,500	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	211,900	294,000	346,500	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	213,800	296,000	348,500	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	215,500	298,100	350,300	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	217,400	299,800	352,200	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	219,300	301,500	354,100	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	221,200	303,200	356,000	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	222,900	304,800	357,900	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	224,700	306,400	359,700	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	226,500	308,000	361,500	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	228,300	309,600	363,300	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	230,000	311,300	365,200	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	231,700	312,900	366,700	400,800	445,900	480,200		
	43	233,400	314,500	368,200	402,000	446,700	481,000		
	44	235,100	316,100	369,700	403,200	447,500	481,800		
再任 用職 員以 外の 職員	45	236,900	317,800	371,100	404,200	448,300	482,600		
	46	238,400	319,400	372,300	404,900	449,100			
	47	239,900	321,000	373,500	405,600	449,900			
	48	241,400	322,600	374,700	406,300	450,700			

49	243,000	324,100	375,700	407,100	451,300			
50	244,500	325,300	376,300	407,800	452,100			
51	246,000	326,500	376,900	408,500	452,900			
52	247,600	327,700	377,500	409,200	453,700			
53	248,900	328,800	378,100	410,000	454,300			
54	250,500	329,800	378,700	410,700	455,100			
55	252,100	330,800	379,300	411,400	455,900			
56	253,700	331,800	379,900	412,100	456,700			
57	255,100	332,700	380,500	412,800	457,300			
58	256,500	333,500	381,100	413,500	458,100			
59	257,900	334,300	381,700	414,200	458,900			
60	259,300	335,100	382,300	414,900	459,700			
61	260,500	336,000	382,900	415,500	460,300			
62	261,800	336,700	383,500	416,200				
63	263,100	337,400	384,100	416,900				
64	264,400	338,100	384,700	417,600				
65	265,700	338,600	385,300	418,100				
66	266,900	339,200	385,900	418,800				
67	268,100	339,800	386,500	419,500				
68	269,300	340,400	387,100	420,200				
69	270,600	340,800	387,700	420,700				
70	271,900	341,300	388,300	421,400				
71	273,200	341,800	388,900	422,100				
72	274,500	342,300	389,500	422,800				
73	275,700	342,800	390,100	423,300				
74	276,800	343,300	390,700	424,000				
75	277,900	343,800	391,300	424,700				
76	279,000	344,300	391,900	425,400				
77	280,200	344,800	392,500	425,900				
78	281,200	345,300	393,100					
79	282,200	345,800	393,700					
80	283,200	346,300	394,300					
81	284,200	346,700	394,900					
82	285,100		395,500					
83	286,000		396,100					
84	286,900		396,700					
85	287,900		397,300					
86	288,700		397,900					
87	289,500		398,500					
88	290,300		399,100					
89	291,100		399,700					
90	291,600							
91	292,100							
92	292,600							
93	293,000							
再任用職員	209,500	244,300	288,400	321,400	364,600	399,000	451,600	534,200

備考(一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 1級の17号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、182,300円とする。

税務職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	153,000	215,700	254,100	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	154,500	217,600	256,100	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	156,100	219,500	258,000	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	157,700	221,500	259,900	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	159,500	223,300	261,900	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	161,300	225,100	263,900	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	163,200	226,900	265,800	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	165,000	228,600	267,600	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	166,900	230,400	269,500	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	168,800	232,200	271,400	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	170,800	234,000	273,300	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	172,500	235,800	275,000	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	174,300	237,500	276,900	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	176,100	239,200	278,800	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	177,900	240,900	280,700	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	179,700	242,600	282,600	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	183,800	244,300	284,700	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	187,900	246,000	286,800	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	191,900	247,700	288,900	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	195,700	249,400	291,000	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	197,500	251,000	293,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	199,300	252,700	295,000	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	201,100	254,400	297,000	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	203,000	256,200	298,900	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	204,700	257,600	300,900	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	206,400	259,000	302,900	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	208,100	260,400	304,900	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	209,700	261,700	306,700	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	211,100	263,000	308,600	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	212,500	264,300	310,500	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	213,900	265,600	312,400	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	
	33	215,200	267,000	314,400	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400	
	34	216,400	268,300	316,300	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300	
	35	217,600	269,600	318,200	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200	
	36	218,800	270,800	320,100	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100	
	37	219,800	272,000	322,000	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000	
	38	221,000	273,400	323,800	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900	
	39	222,200	274,800	325,600	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800	
	40	223,400	276,200	327,400	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700	
	41	224,400	277,500	329,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600	
	42	225,600	278,800	330,700	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400		
	43	226,800	280,100	332,200	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200		
	44	228,000	281,400	333,700	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000		
再任 用職 員以 外の 職員	45	229,100	282,600	335,000	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600		
	46	229,900	283,700	336,400	389,000	410,500	436,100	460,100			
	47	230,700	284,800	337,800	390,800	411,700	436,900	460,800			
	48	231,500	285,900	339,200	392,600	412,900	437,700	461,500			

49	232,100	286,900	340,400	394,400	414,200	438,400	462,200			
50	232,700	287,900	341,600	395,600	415,000	439,200	462,900			
51	233,400	288,900	342,800	396,800	415,800	440,000	463,600			
52	234,100	289,900	344,000	398,000	416,600	440,800	464,300			
53	234,700	290,700	345,100	399,300	417,300	441,400	465,000			
54	235,300	291,600	346,300	400,500	418,000	442,100	465,700			
55	235,900	292,500	347,500	401,700	418,700	442,800	466,400			
56	236,500	293,400	348,700	402,900	419,400	443,500	467,100			
57	237,000	294,200	349,800	404,200	420,200	444,200	467,800			
58	237,600	295,000	350,900	405,000	420,800	444,900	468,500			
59	238,200	295,800	352,000	405,800	421,400	445,600	469,200			
60	238,800	296,600	353,100	406,600	422,000	446,300	469,900			
61	239,500	297,500	354,000	407,300	422,600	447,000	470,600			
62	240,200	298,000	354,900	408,000	423,200	447,600				
63	240,900	298,500	355,800	408,700	423,800	448,200				
64	241,500	299,000	356,700	409,400	424,400	448,800				
65	241,900	299,500	357,500	409,900	425,000	449,500				
66	242,600		358,200	410,600	425,600	450,100				
67	243,300		358,900	411,300	426,200	450,700				
68	244,000		359,600	412,000	426,800	451,300				
69	244,700		360,200	412,500	427,400	452,000				
70	245,200		360,900	413,100	428,000	452,600				
71	245,700		361,600	413,700	428,600	453,200				
72	246,200		362,300	414,300	429,200	453,800				
73	246,600		362,800	414,900	429,800	454,500				
74			363,400	415,500	430,400	455,100				
75			364,000	416,100	431,000	455,700				
76			364,600	416,700	431,600	456,300				
77			365,300	417,300	432,200	457,000				
78			365,800	417,900	432,800					
79			366,300	418,500	433,400					
80			366,800	419,100	434,000					
81			367,100	419,700	434,600					
82			367,600	420,300	435,200					
83			368,100	420,900	435,800					
84			368,600	421,500	436,400					
85			368,900	422,100	437,000					
86				422,700						
87				423,300						
88				423,900						
89				424,500						
90				425,100						
91				425,700						
92				426,300						
93				426,900						
再任用職員	204,900	231,000	283,700	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400	
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300	
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200	
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100	
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000	
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900	
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800	
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700	
	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600	
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400		
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200		
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000		
	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600		
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100			
	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800			
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500			

	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200		
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900		
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600		
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300		
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000		
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700		
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400		
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100		
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800		
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500		
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200		
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422,000	446,300	469,900		
	61	260,500	278,400	302,200	350,900	407,300	422,600	447,000	470,600		
	62	261,900	280,000	304,000	352,600	408,000	423,200	447,600			
	63	263,300	281,600	305,800	354,300	408,700	423,800	448,200			
	64	264,700	283,200	307,600	356,000	409,400	424,400	448,800			
	65	266,100	284,800	309,200	357,700	409,900	425,000	449,500			
	66	267,500	286,300	310,900	359,300	410,600	425,600	450,100			
	67	268,900	287,800	312,600	360,900	411,300	426,200	450,700			
	68	270,300	289,300	314,300	362,500	412,000	426,800	451,300			
	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000			
	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600			
	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200			
	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800			
	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500			
	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100			
	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700			
	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300			
	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000			
	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800				
	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400				
	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000				
	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600				
	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200				
	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800				
	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400				
	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000				
	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700					
	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300					
	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900					
	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500					
	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100					
	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700					
	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300					
	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900					
	94	303,500	327,700	356,000	391,100						
	95	304,800	329,100	357,500	391,700						
	96	306,100	330,500	359,000	392,300						
	97	307,200	332,000	360,400	392,800						
	98	308,400	333,400	361,600	393,400						
	99	309,600	334,800	362,800	394,000						
	100	310,800	336,200	364,000	394,600						
	101	312,000	337,700	365,300	395,100						
	102	313,100	339,000	366,500	395,700						
	103	314,200	340,300	367,700	396,300						
	104	315,300	341,600	368,900	396,900						

再任職員  
以外の  
職員

105	316,300	342,800	370,200	397,400								
106	317,000	343,900	370,800	397,900								
107	317,700	345,000	371,400	398,400								
108	318,400	346,100	372,000	398,900								
109	319,100	347,300	372,700	399,300								
110	319,800	348,300	373,300	399,800								
111	320,500	349,300	373,900	400,300								
112	321,200	350,300	374,500	400,800								
113	322,000	351,400	375,000	401,200								
114	322,800	352,400	375,600	401,700								
115	323,600	353,400	376,200	402,200								
116	324,400	354,400	376,800	402,700								
117	325,000	355,500	377,300	403,100								
118	325,800	356,100	377,900	403,600								
119	326,600	356,700	378,500	404,100								
120	327,400	357,300	379,100	404,600								
121	328,100	357,800	379,500	405,000								
122	328,600	358,300	380,100	405,500								
123	329,100	358,800	380,700	406,000								
124	329,600	359,300	381,300	406,500								
125	329,900	359,800	381,800	406,900								
126		360,300	382,300									
127		360,800	382,800									
128		361,300	383,300									
129		361,800	383,600									
130		362,300	384,100									
131		362,800	384,600									
132		363,300	385,100									
133		363,800	385,400									
134		364,300	385,900									
135		364,800	386,400									
136		365,300	386,900									
137		365,600	387,200									
138		366,100	387,700									
139		366,600	388,200									
140		367,100	388,700									
141		367,400	389,000									
142		367,900										
143		368,400										
144		368,900										
145		369,200										
再任用職員		240,600	252,500	256,800	293,100	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の5号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、203,100円とする。

ロ 公安職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,500	213,800	252,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	468,700	534,200
	2	153,100	215,700	254,100	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	471,800	537,400
	3	154,700	217,600	256,100	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	474,900	540,600
	4	156,400	219,500	258,000	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	478,000	543,800
	5	157,900	221,500	259,900	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	481,100	547,000
	6	159,800	223,300	261,900	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	484,200	549,500
	7	161,700	225,100	263,900	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	487,300	552,000
	8	163,700	226,900	265,800	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	490,400	554,500
	9	165,700	228,600	267,600	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	493,400	557,000
	10	167,700	230,400	269,500	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	496,500	558,900
	11	169,700	232,200	271,400	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	499,600	560,800
	12	171,800	234,000	273,300	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	502,700	562,700
	13	173,600	235,800	275,000	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	505,700	564,500
	14	175,600	237,500	276,900	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	508,100	566,000
	15	177,600	239,200	278,800	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	510,500	567,500
	16	179,600	240,900	280,700	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	512,900	569,000
	17	181,500	242,600	282,600	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	515,400	570,500
	18	185,100	244,300	284,700	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	516,900	571,700
	19	188,700	246,000	286,800	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	518,400	572,900
	20	192,200	247,700	288,900	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	519,900	574,100
	21	195,700	249,400	291,000	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	521,200	575,300
	22	197,500	251,000	293,000	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	522,700	
	23	199,300	252,700	295,000	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	524,200	
	24	201,100	254,400	297,000	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	525,700	
	25	203,000	256,200	298,900	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	527,000	
	26	204,700	257,800	300,900	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	528,200	
	27	206,400	259,400	302,900	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	529,400	
	28	208,100	261,000	304,900	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	530,600	
	29	209,700	262,600	306,700	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	531,800	
	30	211,100	264,100	308,600	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	532,700	
	31	212,500	265,600	310,500	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	533,600	
	32	213,900	267,100	312,400	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	534,500	



	33	215,200	268,500	314,400	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	535,400
	34	216,600	270,000	316,300	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	536,300
	35	218,000	271,500	318,200	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	537,200
	36	219,400	272,900	320,100	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	538,100
	37	220,800	274,400	322,000	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	539,000
	38	222,200	275,900	323,800	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	539,900
	39	223,600	277,400	325,600	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	540,800
	40	225,000	278,900	327,400	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	541,700
	41	226,200	280,500	329,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	542,600
	42	227,400	281,900	330,900	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400	
	43	228,600	283,300	332,600	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200	
	44	229,800	284,700	334,300	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000	
	45	231,100	286,000	335,900	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600	
	46	232,200	287,400	337,600	389,000	410,500	436,100	460,100		
	47	233,300	288,800	339,300	390,800	411,700	436,900	460,800		
	48	234,400	290,200	341,000	392,600	412,900	437,700	461,500		
	49	235,500	291,500	342,500	394,400	414,200	438,400	462,200		
	50	236,400	292,800	344,100	395,600	415,000	439,200	462,900		
	51	237,400	294,100	345,700	396,800	415,800	440,000	463,600		
	52	238,400	295,400	347,300	398,000	416,600	440,800	464,300		
	53	239,500	296,800	348,800	399,300	417,300	441,400	465,000		
	54	240,600	298,200	350,400	400,500	418,000	442,100	465,700		
	55	241,700	299,600	352,000	401,700	418,700	442,800	466,400		
	56	242,800	301,000	353,600	402,900	419,400	443,500	467,100		
	57	243,700	302,300	355,100	404,200	420,200	444,200	467,800		
	58	244,800	303,400	356,400	405,000	420,800	444,900	468,500		
	59	245,900	304,500	357,700	405,800	421,400	445,600	469,200		
	60	247,000	305,600	359,000	406,600	422,000	446,300	469,900		
	61	248,200	306,800	360,400	407,300	422,600	447,000	470,600		
	62	249,400	307,900	361,500	408,000	423,200	447,600			
	63	250,600	309,000	362,600	408,700	423,800	448,200			
	64	251,700	310,100	363,700	409,400	424,400	448,800			
	65	252,800	311,100	364,600	409,900	425,000	449,500			
	66	254,000	312,100	365,600	410,600	425,600	450,100			
	67	255,200	313,100	366,600	411,300	426,200	450,700			
	68	256,400	314,100	367,600	412,000	426,800	451,300			
	69	257,600	315,200	368,400	412,500	427,400	452,000			
	70	258,800	316,000	369,100	413,100	428,000	452,600			
	71	260,000	316,800	369,800	413,700	428,600	453,200			
	72	261,200	317,600	370,500	414,300	429,200	453,800			

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

73	262,200	318,500	371,200	414,900	429,800	454,500					
74	263,200	319,000	371,800	415,500	430,400	455,100					
75	264,200	319,500	372,400	416,100	431,000	455,700					
76	265,200	320,000	373,000	416,700	431,600	456,300					
77	266,300	320,400	373,700	417,300	432,200	457,000					
78	267,200	320,800	374,300	417,900	432,800						
79	268,100	321,200	374,900	418,500	433,400						
80	269,000	321,600	375,500	419,100	434,000						
81	269,900	321,800	375,900	419,700	434,600						
82	270,800	322,200	376,400	420,300	435,200						
83	271,700	322,600	376,900	420,900	435,800						
84	272,600	323,000	377,400	421,500	436,400						
85	273,600	323,200	378,000	422,100	437,000						
86	274,000	323,600	378,500	422,700							
87	274,400	324,000	379,000	423,300							
88	274,800	324,400	379,500	423,900							
89	275,300	324,600	379,800	424,500							
90		324,900	380,300	425,100							
91		325,200	380,800	425,700							
92		325,500	381,300	426,300							
93		325,900	381,600	426,900							
94		326,200	382,100								
95		326,500	382,600								
96		326,800	383,100								
97		327,200	383,400								
98		327,500	383,900								
99		327,800	384,400								
100		328,100	384,900								
101		328,400	385,200								
再任用職員		211,900	239,200	286,700	310,500	325,200	349,700	386,300	419,200	462,500	534,200

備考(一) この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、208,200円とする。

海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,900	216,200	260,300	313,600	356,300	419,600	499,100
	2	165,200	218,300	262,100	316,100	358,800	422,200	501,000
	3	167,500	220,400	263,900	318,600	361,300	424,800	502,900
	4	169,800	222,500	265,700	321,100	363,800	427,400	504,800
	5	172,200	224,500	267,300	323,600	366,300	429,900	506,700
	6	174,700	226,600	269,300	326,100	369,500	432,400	508,100
	7	177,100	228,700	271,300	328,600	372,700	434,900	509,500
	8	179,600	230,800	273,300	331,100	375,900	437,400	510,900
	9	181,800	233,000	275,400	333,600	378,900	439,800	512,100
	10	184,200	234,900	278,200	336,100	382,000	442,200	513,400
	11	186,600	236,800	281,000	338,600	385,100	444,600	514,700
	12	189,100	238,700	283,700	341,100	388,200	447,000	516,000
	13	191,600	240,600	286,500	343,600	391,200	449,300	517,400
	14	194,200	242,500	289,300	346,100	394,000	451,700	518,600
	15	196,900	244,400	292,100	348,600	396,800	454,100	519,800
	16	199,500	246,300	294,800	351,100	399,600	456,500	521,000
	17	201,900	248,200	297,400	353,600	402,500	458,800	522,300
	18	204,600	250,100	300,000	356,100	404,600	461,100	523,500
	19	207,300	252,000	302,600	358,600	406,700	463,400	524,700
	20	210,000	253,900	305,200	361,100	408,800	465,700	525,900
	21	212,600	255,600	307,700	363,600	410,700	468,100	527,000
	22	214,200	257,300	309,400	366,000	412,700	469,900	528,000
	23	215,800	259,000	311,100	368,400	414,700	471,700	529,000
	24	217,400	260,700	312,800	370,800	416,700	473,500	530,000
	25	218,900	262,500	314,400	373,300	418,500	475,400	531,000
	26	220,400	264,300	316,300	375,700	420,300	476,800	531,800
	27	221,900	266,100	318,200	378,100	422,100	478,200	532,600
	28	223,400	267,900	320,100	380,500	423,900	479,600	533,400
	29	225,000	269,600	321,800	382,700	425,500	481,100	534,100
	30	226,100	271,300	323,600	384,900	427,200	482,300	
	31	227,200	273,000	325,400	387,100	428,900	483,500	
	32	228,300	274,700	327,200	389,300	430,600	484,700	

	33	229,500	276,300	328,800	391,400	432,200	485,700
	34	230,400	278,000	330,400	393,200	433,500	486,800
	35	231,300	279,700	332,000	395,000	434,800	487,900
	36	232,200	281,400	333,600	396,800	436,100	489,000
	37	233,100	282,900	335,300	398,700	437,500	490,000
	38	234,000	284,300	336,900	400,200	438,500	490,900
	39	234,900	285,700	338,500	401,700	439,500	491,800
	40	235,800	287,100	340,100	403,200	440,500	492,700
	41	236,800	288,500	341,600	404,500	441,400	493,600
	42	237,700	289,800	343,100	405,900	442,200	494,300
	43	238,600	291,000	344,600	407,300	443,000	495,000
	44	239,500	292,200	346,100	408,700	443,800	495,700
	45	240,400	293,500	347,700	410,200	444,500	496,300
	46	241,300	294,900	349,100	411,600	445,200	497,000
	47	242,200	296,300	350,500	413,000	445,900	497,700
	48	243,100	297,700	351,900	414,400	446,600	498,400
	49	243,700	299,200	353,200	415,800	447,300	499,000
	50	244,400	300,300	354,700	416,700	448,000	499,700
	51	245,100	301,400	356,200	417,600	448,700	500,400
	52	245,800	302,500	357,700	418,500	449,400	501,100
	53	246,400	303,700	359,100	419,200	450,100	501,700
	54	247,100	304,800	360,500	419,800	450,800	502,400
	55	247,800	305,900	361,900	420,400	451,500	503,100
	56	248,500	307,000	363,300	421,000	452,200	503,800
	57	249,200	308,200	364,500	421,600	452,900	504,400
	58	249,900	309,300	365,800	422,200	453,600	
	59	250,600	310,400	367,100	422,800	454,300	
	60	251,300	311,500	368,400	423,400	455,000	
	61	252,000	312,400	369,600	424,000	455,600	
	62	252,700	313,200	370,200	424,600	456,300	
	63	253,300	314,000	370,800	425,200	457,000	
	64	253,900	314,800	371,400	425,800	457,700	
	65	254,400	315,400	371,800	426,400	458,200	
	66	254,900	316,100	372,300	427,000	458,900	
	67	255,400	316,800	372,800	427,600	459,600	
	68	255,900	317,500	373,300	428,200	460,300	
	69	256,200	318,300	373,900	428,900	460,800	
	70			374,400	429,500	461,500	
	71			374,900	430,100	462,200	
	72			375,400	430,700	462,900	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

73				376,000	431,400	463,400		
74				376,500	432,000			
75				377,000	432,600			
76				377,500	433,200			
77				378,100	433,900			
78				378,600	434,600			
79				379,100	435,300			
80				379,600	436,000			
81				380,200	436,500			
82				380,700	437,200			
83				381,200	437,900			
84				381,700	438,600			
85				382,300	439,100			
86				382,800	439,800			
87				383,300	440,500			
88				383,800	441,200			
89				384,400	441,700			
90				384,900				
91				385,400				
92				385,900				
93				386,500				
94				387,000				
95				387,500				
96				388,000				
97				388,600				
98				389,100				
99				389,600				
100				390,100				
101				390,700				
再任用職員		219,600	249,800	284,200	326,400	356,300	404,500	474,700

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	138,000	181,100	215,300	251,400	286,900	317,900
	2	139,000	183,300	217,000	253,300	288,400	319,800
	3	140,100	185,500	218,700	255,200	289,900	321,700
	4	141,100	187,700	220,400	257,100	291,400	323,600
	5	142,100	189,800	221,900	259,100	293,000	325,500
	6	143,400	191,700	223,600	261,100	294,400	327,300
	7	144,700	193,600	225,300	263,100	295,800	329,100
	8	146,000	195,500	227,000	265,100	297,200	330,900
	9	147,100	197,300	228,700	266,900	298,600	332,800
	10	148,600	198,900	230,500	268,800	299,900	334,500
	11	150,200	200,500	232,300	270,700	301,200	336,200
	12	151,700	202,100	234,100	272,600	302,500	337,900
	13	153,000	203,700	235,900	274,300	303,900	339,500
	14	154,500	205,300	237,700	275,900	305,000	341,200
	15	156,000	206,900	239,500	277,500	306,100	342,900
	16	157,600	208,500	241,300	279,100	307,200	344,600
	17	159,000	210,000	243,200	280,700	308,300	346,200
	18	160,700	211,400	245,300	282,200	309,400	347,900
	19	162,400	212,800	247,400	283,700	310,500	349,600
	20	164,100	214,200	249,500	285,200	311,600	351,300
	21	165,700	215,400	251,400	286,800	312,600	352,900
	22	167,600	216,800	253,300	288,300	313,700	354,500
	23	169,500	218,300	255,200	289,800	314,800	356,100
	24	171,400	219,800	257,100	291,300	315,900	357,700
	25	173,100	221,200	259,100	292,900	316,800	359,300
	26	174,900	222,600	261,100	294,300	317,700	360,900
	27	176,700	224,100	263,100	295,700	318,600	362,500
	28	178,500	225,600	265,100	297,100	319,500	364,100
	29	180,100	226,900	266,900	298,500	320,500	365,600
	30	182,200	228,500	268,800	299,800	321,400	367,100
	31	184,300	230,100	270,700	301,100	322,300	368,600
	32	186,400	231,600	272,600	302,400	323,200	370,100
	33	188,300	233,000	274,300	303,800	324,100	371,500
	34	190,200	234,500	275,900	304,900	325,000	372,800
	35	192,100	235,900	277,500	306,000	325,900	374,100
	36	194,000	237,300	279,100	307,100	326,800	375,400

	37	195,800	238,600	280,700	308,200	327,700	376,800
	38	197,400	239,900	282,200	309,300	328,600	378,100
	39	199,000	241,300	283,700	310,400	329,500	379,400
	40	200,600	242,700	285,200	311,500	330,400	380,700
	41	202,000	243,800	286,800	312,500	331,300	381,800
	42	203,600	245,300	288,300	313,600	332,200	383,000
	43	205,200	246,800	289,800	314,700	333,100	384,200
	44	206,800	248,300	291,300	315,800	334,000	385,400
	45	208,300	249,800	292,900	316,700	334,900	386,600
	46	209,600	251,300	294,300	317,600	335,800	387,800
	47	210,900	252,800	295,700	318,500	336,700	389,000
	48	212,200	254,300	297,100	319,400	337,600	390,200
	49	213,600	255,900	298,500	320,300	338,400	391,300
	50	214,800	257,400	299,800	321,100	339,100	392,400
	51	216,000	258,900	301,100	321,900	339,800	393,500
	52	217,200	260,400	302,400	322,700	340,500	394,600
	53	218,500	261,700	303,800	323,300	341,200	395,800
	54	219,800	263,100	304,900	324,100	341,800	396,800
	55	221,100	264,500	306,000	324,900	342,400	397,800
再任用職員以外の職員	56	222,400	265,900	307,100	325,700	343,000	398,800
	57	223,500	267,200	308,200	326,300	343,400	399,800
	58	224,700	268,600	309,300	327,000	344,000	400,800
	59	225,900	270,000	310,400	327,700	344,600	401,800
	60	227,100	271,400	311,500	328,400	345,200	402,800
	61	228,300	272,700	312,500	329,200	345,600	403,600
	62	229,400	274,000	313,600	329,800	346,200	404,500
	63	230,400	275,300	314,700	330,400	346,800	405,400
	64	231,500	276,600	315,800	331,000	347,400	406,300
	65	232,500	278,000	316,700	331,500	347,800	407,000
	66	233,500	279,200	317,600	332,100	348,300	407,600
	67	234,600	280,400	318,500	332,700	348,800	408,200
	68	235,700	281,600	319,400	333,300	349,300	408,800
	69	236,900	282,600	320,300	333,700	349,900	409,500
	70	237,800	283,500	321,000	334,100	350,400	
	71	238,700	284,400	321,700	334,500	350,900	
	72	239,600	285,300	322,400	334,900	351,400	
	73	240,600	286,300	322,900	335,300	352,000	
	74	241,300	287,000	323,500	335,700	352,500	
	75	242,000	287,700	324,100	336,100	353,000	
	76	242,700	288,400	324,700	336,500	353,500	
	77	243,100	289,000	325,400	336,900	354,100	
	78	243,800	289,600	326,000	337,300	354,600	
	79	244,500	290,200	326,600	337,700	355,100	
	80	245,200	290,800	327,200	338,100	355,600	

81	245,900	291,500	327,800	338,500	356,200	
82	246,400	292,100	328,200	338,900	356,700	
83	246,900	292,700	328,600	339,300	357,200	
84	247,400	293,300	329,000	339,700	357,700	
85	247,800	293,900	329,500	340,100	358,200	
86		294,400	329,900	340,500	358,700	
87		294,900	330,300	340,900	359,200	
88		295,400	330,700	341,300	359,700	
89		295,800	331,100	341,700	360,200	
90		296,200	331,500	342,100		
91		296,600	331,900	342,500		
92		297,000	332,300	342,900		
93		297,200	332,500	343,300		
94		297,600	332,900	343,700		
95		298,000	333,300	344,100		
96		298,400	333,700	344,500		
97		298,600	333,900	344,900		
98		299,000	334,300	345,300		
99		299,400	334,700	345,700		
100		299,800	335,100	346,100		
101		300,300	335,300	346,500		
102		300,600	335,600	346,900		
103		300,900	335,900	347,300		
104		301,200	336,200	347,700		
105		301,600	336,600	348,100		
106			336,900	348,500		
107			337,200	348,900		
108			337,500	349,300		
109			337,800	349,700		
110			338,100			
111			338,400			
112			338,700			
113			338,900			
再任用職員	214,400	229,000	235,000	257,600	286,900	317,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。



教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	204,600	265,400	317,000	409,100	547,400
	2	206,800	268,500	320,500	411,600	550,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100	553,800
	4	211,200	274,700	327,500	416,600	557,000
	5	213,300	277,800	331,100	419,200	560,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700	562,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200	565,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700	567,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000	570,200
	10	224,600	291,800	348,500	431,500	572,100
	11	227,000	294,700	351,800	434,000	574,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500	575,900
	13	231,700	300,400	358,400	438,800	577,700
	14	234,100	303,000	361,000	441,200	579,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600	580,700
	16	238,900	308,200	366,200	446,000	582,200
	17	241,100	310,700	368,900	448,500	583,700
	18	244,200	313,500	371,200	450,900	584,700
	19	247,300	316,300	373,500	453,300	585,700
	20	250,400	319,100	375,800	455,700	586,700
	21	253,500	321,700	378,000	458,200	587,800
	22	256,600	324,500	380,100	460,600	
	23	259,700	327,300	382,200	463,000	
	24	262,800	330,100	384,300	465,400	
	25	265,800	332,700	386,300	467,900	
	26	268,800	335,200	388,200	470,300	
	27	271,800	337,700	390,100	472,700	
	28	274,800	340,200	392,000	475,100	
	29	277,800	342,600	394,000	477,500	
	30	280,500	344,800	395,800	479,900	
	31	283,200	347,000	397,600	482,300	
	32	285,900	349,200	399,400	484,700	
	33	288,700	351,500	401,300	487,100	
	34	291,600	353,800	403,100	489,400	
	35	294,500	356,100	404,900	491,700	
	36	297,400	358,400	406,700	494,000	
	37	300,300	360,500	408,300	496,300	
	38	302,600	362,600	410,000	498,300	
	39	304,900	364,700	411,700	500,300	
	40	307,200	366,800	413,400	502,300	

	41	309,400	368,800	415,100	504,400
	42	310,600	370,700	416,800	506,300
	43	311,800	372,600	418,500	508,200
	44	313,000	374,500	420,200	510,100
	45	314,100	376,500	421,700	512,100
	46	315,300	378,300	423,300	514,000
	47	316,500	380,100	424,900	515,900
	48	317,700	381,900	426,500	517,800
	49	318,700	383,800	428,100	519,800
	50	319,800	385,600	429,400	521,700
	51	320,900	387,400	430,700	523,600
	52	322,000	389,200	432,000	525,500
	53	323,200	390,800	433,200	527,500
	54	324,300	392,400	434,300	529,200
	55	325,400	394,000	435,400	530,900
	56	326,500	395,600	436,500	532,600
	57	327,600	397,000	437,700	534,400
	58	328,700	398,500	438,800	535,700
	59	329,800	400,000	439,900	537,000
	60	330,900	401,500	441,000	538,300
	61	332,000	402,900	442,100	539,600
	62	333,100	404,400	443,200	540,600
	63	334,200	405,900	444,300	541,600
	64	335,300	407,400	445,400	542,600
再任職員以外の職員	65	336,300	408,800	446,400	543,400
	66	337,400	410,000	447,400	544,300
	67	338,500	411,200	448,400	545,200
	68	339,600	412,400	449,400	546,100
	69	340,600	413,600	450,500	547,000
	70	341,700	414,600	451,500	547,900
	71	342,800	415,600	452,500	548,800
	72	343,900	416,600	453,500	549,700
	73	344,800	417,600	454,600	550,600
	74	345,800	418,500	455,600	551,500
	75	346,800	419,400	456,600	552,400
	76	347,800	420,300	457,600	553,300
	77	348,900	421,000	458,600	554,200
	78	349,900	421,600	459,300	
	79	350,900	422,200	460,000	
	80	351,900	422,800	460,700	
	81	352,900	423,400	461,500	
	82	353,900	424,000	462,200	
	83	354,900	424,600	462,900	
	84	355,900	425,200	463,600	
	85	356,800	425,700	464,100	
	86	357,500	426,300	464,800	
	87	358,200	426,900	465,500	
	88	358,900	427,500	466,200	

89	359,700	428,000	466,700		
90	360,300	428,600			
91	360,900	429,200			
92	361,500	429,800			
93	362,100	430,200			
94	362,600	430,700			
95	363,100	431,200			
96	363,600	431,700			
97	364,200	432,300			
98	364,700	432,800			
99	365,200	433,300			
100	365,700	433,800			
101	366,300	434,400			
102	366,800	434,900			
103	367,300	435,400			
104	367,800	435,900			
105	368,400	436,500			
106	368,900				
107	369,400				
108	369,900				
109	370,500				
110	371,000				
111	371,500				
112	372,000				
113	372,600				
114	373,100				
115	373,600				
116	374,100				
117	374,600				
118	375,100				
119	375,600				
120	376,100				
121	376,600				
122	377,100				
123	377,600				
124	378,100				
125	378,600				
126	379,100				
127	379,600				
128	380,100				
129	380,600				
再任用職員	287,200	299,500	322,500	409,100	547,400

備考 この表は、大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	171,100	205,800	265,400
	2	173,700	207,900	268,500
	3	176,300	210,000	271,600
	4	179,000	212,100	274,700
	5	181,700	214,000	277,800
	6	184,500	216,100	280,700
	7	187,300	218,200	283,600
	8	190,200	220,300	286,400
	9	193,100	222,500	289,100
	10	196,100	224,900	292,000
	11	199,000	227,300	294,900
	12	201,900	229,700	297,800
	13	204,600	231,900	300,400
	14	206,300	234,200	303,000
	15	208,000	236,500	305,600
	16	209,700	238,800	308,200
	17	211,400	241,200	310,900
	18	213,200	244,300	314,200
	19	215,000	247,400	317,500
	20	216,800	250,500	320,800
	21	218,700	253,500	323,900
	22	220,700	256,600	327,000
	23	222,700	259,700	330,100
	24	224,700	262,800	333,200
	25	226,500	265,800	336,400
	26	228,500	268,800	339,400
	27	230,500	271,800	342,400
	28	232,500	274,800	345,400
	29	234,300	277,800	348,300
	30	236,300	280,300	350,900
	31	238,300	282,800	353,500
	32	240,300	285,300	356,100
	33	242,300	287,900	358,700
	34	244,400	290,500	361,000
	35	246,500	293,100	363,300
	36	248,600	295,700	365,600
	37	250,600	298,100	367,900
	38	252,600	300,600	370,200
	39	254,600	303,100	372,500
	40	256,600	305,600	374,800
	41	258,400	308,000	377,100
	42	259,800	310,400	379,200
	43	261,200	312,800	381,300
	44	262,600	315,200	383,400

	45	264,100	317,400	385,400
	46	265,400	319,900	387,400
	47	266,700	322,400	389,400
	48	268,000	324,900	391,400
	49	269,200	327,400	393,200
	50	270,500	329,800	395,000
	51	271,800	332,200	396,800
	52	273,100	334,600	398,600
	53	274,300	336,900	400,200
	54	275,500	338,900	402,000
	55	276,700	340,900	403,800
	56	277,900	342,900	405,600
	57	279,000	344,900	407,200
	58	280,400	346,900	408,900
	59	281,800	348,900	410,600
	60	283,200	350,900	412,300
	61	284,400	352,800	413,800
	62	285,800	354,700	415,400
	63	287,200	356,600	417,000
	64	288,600	358,500	418,600
	65	289,800	360,500	420,300
	66	291,100	362,400	421,600
	67	292,400	364,300	422,900
	68	293,700	366,200	424,200
再任 用職 員以 外の 職員	69	295,100	367,900	425,300
	70	296,200	369,700	426,400
	71	297,300	371,500	427,500
	72	298,400	373,300	428,600
	73	299,600	375,100	429,500
	74	300,700	376,800	430,500
	75	301,800	378,500	431,500
	76	302,900	380,200	432,500
	77	303,800	381,900	433,600
	78	304,800	383,600	434,600
	79	305,800	385,300	435,600
	80	306,800	387,000	436,600
	81	307,600	388,600	437,400
	82	308,500	390,200	438,300
	83	309,400	391,800	439,200
	84	310,300	393,400	440,100
	85	311,300	394,800	441,100
	86	312,200	396,300	442,000
87	313,100	397,800	442,900	
88	314,000	399,300	443,800	
89	314,900	400,800	444,800	
90	315,700	402,100	445,400	
91	316,500	403,400	446,000	
92	317,300	404,700	446,600	
93	318,000	405,800	447,100	
94	318,700	406,900	447,700	
95	319,400	408,000	448,300	
96	320,100	409,100	448,900	
97	320,800	410,000	449,300	
98	321,300	411,000	449,900	
99	321,800	412,000	450,500	
100	322,300	413,000	451,100	

101	322,800	414,100	451,500	
102	323,300	415,100		
103	323,800	416,100		
104	324,300	417,100		
105	324,800	417,900		
106	325,300	418,800		
107	325,800	419,700		
108	326,300	420,600		
109	326,700	421,600		
110	327,200	422,500		
111	327,700	423,400		
112	328,200	424,300		
113	328,600	425,300		
114	329,100	425,900		
115	329,600	426,500		
116	330,100	427,100		
117	330,500	427,600		
118	331,000	428,200		
119	331,500	428,800		
120	332,000	429,400		
121	332,300	429,800		
122	332,800	430,400		
123	333,300	431,000		
124	333,800	431,600		
125	334,100	432,000		
126	334,600			
127	335,100			
128	335,600			
129	335,900			
130	336,400			
131	336,900			
132	337,400			
133	337,700			
134	338,200			
135	338,700			
136	339,200			
137	339,500			
138	339,900			
139	340,300			
140	340,700			
141	341,200			
再任用職員	251,400	298,800		317,300

備考 この表は、高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

研究職俸給表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	275,300	332,900	393,300	536,000
	2	136,800	187,500	278,100	335,100	396,200	539,200
	3	138,000	189,900	280,900	337,300	399,100	542,400
	4	139,100	192,300	283,700	339,500	402,000	545,600
	5	140,200	194,800	286,300	341,500	404,700	548,800
	6	141,500	197,100	289,100	343,600	407,600	551,300
	7	142,800	199,400	291,900	345,700	410,500	553,800
	8	144,100	201,700	294,700	347,800	413,400	556,300
	9	145,200	203,800	297,300	349,900	416,100	558,800
	10	146,900	206,100	300,100	352,000	418,900	560,700
	11	148,500	208,400	302,900	354,100	421,700	562,600
	12	150,100	210,700	305,700	356,200	424,500	564,500
	13	151,600	212,900	308,300	358,300	427,400	566,300
	14	153,500	215,300	311,100	360,300	430,200	567,700
	15	155,400	217,700	313,900	362,300	433,000	569,100
	16	157,400	220,100	316,700	364,300	435,800	570,500
	17	159,200	222,400	319,300	366,200	438,700	571,800
	18	161,300	225,300	321,600	368,200	441,500	572,700
	19	163,500	228,200	323,900	370,200	444,300	573,600
	20	165,600	231,100	326,200	372,200	447,100	574,500
	21	167,800	233,800	328,600	374,100	450,000	575,500
	22	170,200	236,600	330,700	376,100	452,700	
	23	172,500	239,400	332,800	378,100	455,400	
	24	174,800	242,200	334,900	380,100	458,100	
	25	176,900	245,100	337,100	382,000	460,900	
	26	179,000	247,800	339,000	384,000	463,500	
	27	181,100	250,500	340,900	386,000	466,100	
	28	183,200	253,200	342,800	388,000	468,700	
	29	185,200	256,000	344,800	389,900	471,300	
	30	187,000	258,400	346,500	391,900	473,900	
	31	188,800	260,800	348,200	393,900	476,500	
	32	190,600	263,200	349,900	395,900	479,100	
	33	192,400	265,400	351,400	397,700	481,500	
	34	194,300	267,900	352,900	399,500	484,000	
	35	196,200	270,400	354,400	401,300	486,500	
	36	198,100	272,900	355,900	403,100	489,000	

	37	199,800	275,200	357,300	404,800	491,600
	38	201,700	277,100	358,700	406,400	494,100
	39	203,600	279,000	360,100	408,000	496,600
	40	205,500	280,900	361,500	409,600	499,100
	41	207,500	282,600	362,700	411,200	501,700
	42	209,400	283,900	364,000	412,800	504,000
	43	211,300	285,200	365,300	414,400	506,300
	44	213,200	286,500	366,600	416,000	508,600
	45	215,100	287,500	367,900	417,600	510,700
	46	217,100	288,800	369,200	419,200	512,300
	47	219,100	290,100	370,500	420,800	513,900
	48	221,100	291,400	371,800	422,400	515,500
	49	222,900	292,800	372,900	423,800	517,200
	50	224,900	294,100	374,200	425,300	518,700
	51	226,900	295,400	375,500	426,800	520,200
	52	228,900	296,700	376,800	428,300	521,700
	53	230,700	297,900	377,900	429,800	523,000
	54	232,700	299,200	379,000	431,200	524,200
	55	234,700	300,500	380,100	432,600	525,400
	56	236,700	301,800	381,200	434,000	526,600
	57	238,600	302,900	382,100	435,200	527,800
	58	240,100	304,100	383,000	436,600	528,800
	59	241,600	305,300	383,900	438,000	529,800
再任用職員以外の職員	60	243,100	306,500	384,800	439,400	530,800
	61	244,500	307,600	385,500	440,600	531,900
	62	245,900	308,700	386,400	441,600	532,800
	63	247,300	309,800	387,300	442,600	533,700
	64	248,700	310,900	388,200	443,600	534,600
	65	250,200	312,100	388,900	444,500	535,600
	66	251,600	313,200	389,700	445,400	536,500
	67	253,000	314,300	390,500	446,300	537,400
	68	254,400	315,400	391,300	447,200	538,300
	69	255,700	316,600	392,100	447,900	539,300
	70	257,200	317,700	392,800	448,800	540,200
	71	258,700	318,800	393,500	449,700	541,100
	72	260,200	319,900	394,200	450,600	542,000
	73	261,600	321,000	395,000	451,300	543,000
	74	263,000	322,100	395,700		
	75	264,400	323,200	396,400		
	76	265,800	324,300	397,100		
	77	267,000	325,400	397,900		
	78	268,300	326,400	398,600		
	79	269,600	327,400	399,300		
	80	270,900	328,400	400,000		



81	272,300	329,500	400,700			
82	273,600	330,300	401,400			
83	274,900	331,100	402,100			
84	276,200	331,900	402,800			
85	277,400	332,800	403,400			
86	278,700	333,400	404,100			
87	280,000	334,000	404,800			
88	281,300	334,600	405,500			
89	282,400	335,000	406,100			
90	283,600	335,600				
91	284,800	336,200				
92	286,000	336,800				
93	287,100	337,200				
94	288,100	337,700				
95	289,100	338,200				
96	290,100	338,700				
97	290,900	339,300				
98	291,800	339,800				
99	292,700	340,300				
100	293,600	340,800				
101	294,500	341,400				
102	295,200	341,900				
103	295,900	342,400				
104	296,600	342,900				
105	297,400	343,500				
106	297,900	344,000				
107	298,400	344,500				
108	298,900	345,000				
109	299,400	345,600				
110	299,800	346,100				
111	300,200	346,600				
112	300,600	347,100				
113	301,000	347,700				
114	301,400	348,200				
115	301,800	348,700				
116	302,200	349,200				
117	302,600	349,800				
118	303,000	350,300				
119	303,400	350,800				
120	303,800	351,300				
121	304,100	351,900				
再任用職員	216,900	262,600	288,800	332,900	393,300	536,000

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	237,700	323,400	390,600	467,100	563,600
	2	240,200	326,500	393,500	469,400	566,700
	3	242,700	329,600	396,400	471,700	569,800
	4	245,200	332,700	399,300	474,000	572,900
	5	247,600	335,600	402,000	476,300	575,900
	6	251,400	338,900	404,800	478,500	578,300
	7	255,200	342,200	407,600	480,700	580,700
	8	259,000	345,500	410,400	482,900	583,100
	9	262,600	348,600	413,000	485,200	585,400
	10	266,600	351,800	415,700	487,300	586,900
	11	270,600	355,000	418,400	489,400	588,400
	12	274,600	358,200	421,100	491,500	589,900
	13	278,500	361,300	423,600	493,600	591,400
	14	282,500	365,000	426,100	495,700	592,500
	15	286,500	368,700	428,600	497,800	593,600
	16	290,500	372,400	431,100	499,900	594,700
	17	294,300	376,000	433,400	502,000	595,900
	18	297,900	378,800	435,800	504,000	596,900
	19	301,500	381,600	438,200	506,000	597,900
	20	305,100	384,400	440,600	508,000	598,900
	21	308,800	387,300	442,900	509,800	599,900
	22	312,600	389,900	445,300	511,700	
	23	316,300	392,500	447,700	513,600	
	24	320,000	395,100	450,100	515,500	
	25	323,600	397,500	452,400	517,200	
	26	326,500	399,800	454,700	519,000	
	27	329,300	402,100	457,000	520,800	
	28	332,100	404,400	459,300	522,600	
	29	335,000	406,800	461,500	524,500	
	30	337,400	408,900	463,800	526,300	
	31	339,800	411,000	466,100	528,100	
	32	342,200	413,100	468,400	529,900	
	33	344,600	415,300	470,500	531,700	
	34	347,100	417,300	472,600	533,500	
	35	349,600	419,300	474,700	535,300	
	36	352,100	421,300	476,800	537,100	
	37	354,500	423,400	478,900	538,800	
	38	356,900	425,400	480,700	540,400	
	39	359,300	427,400	482,500	542,000	
	40	361,700	429,400	484,300	543,600	
	41	364,000	431,500	486,000	545,200	
	42	365,500	433,300	487,800	546,600	
	43	367,000	435,100	489,600	548,000	
	44	368,500	436,900	491,400	549,400	
	45	370,100	438,800	493,000	550,600	
	46	371,600	440,600	494,800	551,600	
再任用職員	47	373,100	442,400	496,600	552,600	
以	48	374,600	444,200	498,400	553,600	

外の職員	49	375,900	446,100	500,000	554,700		
	50	376,900	447,900	501,300	555,600		
	51	377,900	449,700	502,600	556,500		
	52	378,900	451,500	503,900	557,400		
	53	380,000	453,400	505,200	558,300		
	54	380,900	454,600	506,500	559,200		
	55	381,800	455,800	507,800	560,100		
	56	382,700	457,000	509,100	561,000		
	57	383,700	458,200	510,300	561,900		
	58	384,600	459,200	511,200	562,800		
	59	385,500	460,200	512,100	563,700		
	60	386,400	461,200	513,000	564,600		
	61	387,300	462,100	513,900	565,500		
	62	387,800	462,800	514,800	566,400		
	63	388,300	463,500	515,700	567,300		
	64	388,800	464,200	516,600	568,200		
	65	389,100	464,900	517,500	569,100		
	66		465,600	518,400			
	67		466,300	519,300			
	68		467,000	520,200			
	69		467,500	521,100			
	70		468,200	522,000			
	71		468,900	522,900			
	72		469,600	523,800			
	73		470,100	524,600			
	74		470,800	525,500			
	75		471,500	526,400			
	76		472,200	527,300			
	77		472,700	528,100			
	78		473,300	529,000			
	79		473,900	529,900			
	80		474,500	530,800			
	81		475,100	531,600			
	82		475,700	532,500			
	83		476,300	533,400			
	84		476,900	534,300			
	85		477,400	535,100			
	86		478,000	536,000			
	87		478,600	536,900			
	88		479,200	537,800			
	89		479,700	538,600			
	90		480,300				
	91		480,900				
	92		481,500				
	93		482,000				
	94		482,600				
	95		483,200				
	96		483,800				
	97		484,300				
	再任用職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900	446,800
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600	449,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300	452,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000	454,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600	457,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300	459,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000	462,400
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700	465,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300	467,700
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800	470,300
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300	472,900
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800	475,500
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100	478,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300	479,600
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500	481,100
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700	482,600
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800	484,200
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900	485,700
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000	487,200
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100	488,700
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000	490,300
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600	491,800
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200	493,300
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800	494,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	496,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	497,900
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	499,400
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	500,900
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	502,500
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	503,700
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	504,900
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	506,100
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	507,400
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	508,400
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	509,400
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	510,400

	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	511,400
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		
再任職員以外の職員	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		
	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500		
	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200		
	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900		
	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600		
	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100		
	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800		
	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500		
	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200		
	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700		
	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100			
	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800			
	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500			
	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000			
	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600			
	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200			
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800				
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500				
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100				
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700				
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300				
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000				
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600				
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200				
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800				

81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500				
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100				
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700				
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300				
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000				
86		293,100	330,600	352,700					
87		293,400	331,000	353,100					
88		293,700	331,400	353,500					
89		294,100	331,900	354,000					
90		294,400	332,300	354,400					
91		294,700	332,700	354,800					
92		295,000	333,100	355,200					
93		295,400	333,600	355,700					
94		295,700	334,000	356,100					
95		296,000	334,400	356,500					
96		296,300	334,800	356,900					
97		296,700	335,000	357,400					
98		297,000	335,400	357,800					
99		297,300	335,800	358,200					
100		297,600	336,200	358,600					
101		298,000	336,400	359,100					
102		298,300	336,800	359,500					
103		298,600	337,200	359,900					
104		298,900	337,600	360,300					
105		299,200	337,800	360,800					
106			338,200						
107			338,600						
108			339,000						
109			339,200						
110			339,600						
111			340,000						
112			340,400						
113			340,600						
再任用職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100	436,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000

	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300
	42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200
	43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100
	44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000
	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000
	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900
	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800
	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700
	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700
	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500
	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300
	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100
	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000
	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800
	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600
	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400
	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300
	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100	
	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000	
	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900	
	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800	
	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700	
	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600	
	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500	
	65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400	
	66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200	
	67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000	
	68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800	
	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600	
	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600		
	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300		
	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000		
	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800		
	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400		
	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000		
	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600		
	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200		
	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800		
	79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400		
	80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000		
	81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500		
	82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100		
	83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700		
再任 用職 員以 外の 職員	84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300		
	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800		
	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400		
	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000		
	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600		



89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
94	284,100	319,100	354,700	374,100	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	
102	291,500	324,600	359,200	378,300	
103	292,300	325,200	359,700	378,800	
104	293,100	325,800	360,200	379,300	
105	293,800	326,200	360,800	379,900	
106	294,300	326,700	361,300	380,400	
107	294,800	327,200	361,800	380,900	
108	295,300	327,700	362,300	381,400	
109	295,800	328,200	362,800	382,000	
110	296,200	328,600	363,300	382,500	
111	296,600	329,000	363,800	383,000	
112	297,000	329,400	364,300	383,500	
113	297,400	329,800	364,800	384,100	
114	297,800	330,200	365,300		
115	298,200	330,600	365,800		
116	298,600	331,000	366,300		
117	298,900	331,300	366,700		
118	299,300	331,700	367,200		
119	299,700	332,100	367,700		
120	300,100	332,500	368,200		
121	300,400	332,700	368,600		
122	300,800	333,100	369,100		
123	301,200	333,500	369,600		
124	301,600	333,900	370,100		
125	301,800	334,200	370,500		
126	302,200	334,600			
127	302,600	335,000			
128	303,000	335,400			
129	303,200	335,700			
130	303,600	336,100			
131	304,000	336,500			
132	304,400	336,900			
133	304,600	337,200			
134	305,000	337,600			
135	305,400	338,000			
136	305,800	338,400			

137	306,000	338,700					
138	306,400	339,100					
139	306,800	339,500					
140	307,200	339,900					
141	307,400	340,200					
142	307,800	340,600					
143	308,200	341,000					
144	308,600	341,400					
145	308,800	341,700					
146	309,200	342,100					
147	309,600	342,500					
148	310,000	342,900					
149	310,200	343,200					
150	310,500	343,600					
151	310,800	344,000					
152	311,100	344,400					
153	311,500	344,700					
154	311,800						
155	312,100						
156	312,400						
157	312,800						
158	313,100						
159	313,400						
160	313,700						
161	314,100						
162	314,400						
163	314,700						
164	315,000						
165	315,400						
166	315,700						
167	316,000						
168	316,300						
169	316,700						
再任用職員	234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700	379,200

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

福祉職俸給表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	148,600	198,700	247,100	271,900	321,100	367,200
	2	149,800	200,500	249,000	274,100	323,400	369,800
	3	151,000	202,300	250,900	276,300	325,700	372,400
	4	152,200	204,100	252,800	278,500	328,000	375,000
	5	153,200	205,800	254,600	280,700	330,300	377,600
	6	154,700	207,600	256,400	283,000	332,500	380,200
	7	156,100	209,400	258,300	285,300	334,700	382,800
	8	157,500	211,200	260,200	287,600	336,900	385,400
	9	158,800	213,100	261,800	289,700	339,200	388,000
	10	160,200	214,600	263,600	292,000	341,400	390,700
	11	161,600	216,100	265,400	294,300	343,600	393,400
	12	163,100	217,600	267,200	296,600	345,800	396,100
	13	164,600	219,200	268,800	298,700	347,800	398,700
	14	166,100	220,800	270,700	301,000	349,900	401,100
	15	167,600	222,400	272,600	303,300	352,000	403,500
	16	169,100	224,000	274,500	305,600	354,100	405,900
	17	170,700	225,600	276,300	307,800	356,300	408,200
	18	172,500	227,300	278,200	310,100	358,300	410,300
	19	174,200	229,000	280,100	312,400	360,300	412,400
	20	175,900	230,700	282,000	314,700	362,300	414,500
	21	177,500	232,100	283,700	316,900	364,400	416,600
	22	179,200	233,900	285,500	319,100	366,400	418,600
	23	180,900	235,700	287,300	321,300	368,400	420,600
	24	182,600	237,500	289,100	323,500	370,400	422,600
	25	184,200	239,100	291,000	325,700	372,500	424,700
	26	186,000	241,000	292,800	327,800	374,500	426,300
	27	187,800	242,900	294,600	329,900	376,500	427,900
	28	189,600	244,800	296,400	332,000	378,500	429,500
	29	191,400	246,600	298,100	334,100	380,500	431,200
	30	192,900	248,400	299,800	336,200	382,400	432,500
	31	194,400	250,200	301,500	338,300	384,300	433,800
	32	195,900	252,000	303,200	340,400	386,200	435,100
	33	197,400	253,800	304,900	342,300	388,000	436,400
	34	198,700	255,500	306,500	344,300	389,700	437,700
	35	200,000	257,200	308,100	346,300	391,400	439,000
	36	201,300	258,900	309,700	348,300	393,100	440,300

	37	202,700	260,500	311,400	350,200	394,800	441,600
	38	204,100	262,400	313,000	352,100	396,000	442,500
	39	205,500	264,300	314,600	354,000	397,200	443,400
	40	206,900	266,200	316,200	355,900	398,400	444,300
	41	208,100	267,900	317,800	357,800	399,600	445,100
	42	209,400	269,600	319,400	359,600	400,800	445,900
	43	210,700	271,300	321,000	361,400	402,000	446,700
	44	212,000	273,000	322,600	363,200	403,200	447,500
	45	213,100	274,700	324,100	365,100	404,200	448,300
	46	214,400	276,400	325,300	366,600	404,900	449,100
	47	215,700	278,100	326,500	368,100	405,600	449,900
	48	217,000	279,800	327,700	369,600	406,300	450,700
	49	218,100	281,400	328,800	371,100	407,100	451,300
	50	219,400	283,000	329,800	372,300	407,800	452,100
	51	220,700	284,600	330,800	373,500	408,500	452,900
	52	222,000	286,200	331,800	374,700	409,200	453,700
	53	223,100	287,900	332,700	375,700	410,000	454,300
	54	224,400	289,400	333,500	376,600	410,700	455,100
	55	225,700	290,900	334,300	377,500	411,400	455,900
	56	227,000	292,400	335,100	378,400	412,100	456,700
	57	228,100	294,000	336,000	379,400	412,800	457,300
	58	229,300	295,500	336,700	380,200	413,500	458,100
	59	230,500	297,000	337,400	381,000	414,200	458,900
	60	231,700	298,500	338,100	381,800	414,900	459,700
	61	232,900	299,800	338,600	382,700	415,500	460,300
	62	234,100	301,300	339,200	383,400	416,200	
	63	235,300	302,800	339,800	384,100	416,900	
	64	236,500	304,300	340,400	384,800	417,600	
	65	237,700	305,600	340,800	385,500	418,100	
	66	238,900	306,900	341,300	386,200	418,800	
	67	240,100	308,200	341,800	386,900	419,500	
	68	241,300	309,500	342,300	387,600	420,200	
	69	242,300	310,700	342,800	388,100	420,700	
	70	243,400	311,900	343,300	388,800	421,400	
	71	244,500	313,100	343,800	389,500	422,100	
	72	245,600	314,300	344,300	390,200	422,800	
	73	246,500	315,600	344,800	390,700	423,300	
	74	247,600	316,300	345,300	391,400	424,000	
	75	248,700	317,000	345,800	392,100	424,700	
再任 用職 員以 外の 職員	76	249,800	317,700	346,300	392,800	425,400	
	77	250,800	318,500	346,700	393,300	425,900	
	78	251,800	319,200	347,200	394,000		
	79	252,800	319,900	347,700	394,700		
	80	253,800	320,600	348,200	395,400		

81	254,800	321,100	348,500	395,900
82	255,800	321,700	349,000	396,600
83	256,800	322,300	349,500	397,300
84	257,800	322,900	350,000	398,000
85	258,700	323,400	350,300	398,500
86	259,600	323,800	350,800	399,200
87	260,500	324,200	351,300	399,900
88	261,400	324,600	351,800	400,600
89	262,100	325,100	352,100	401,100
90	262,900	325,500	352,500	401,800
91	263,700	325,900	352,900	402,500
92	264,500	326,300	353,300	403,200
93	265,400	326,800	353,800	403,700
94	266,100	327,200		
95	266,800	327,600		
96	267,500	328,000		
97	268,200	328,500		
98	268,900	328,900		
99	269,600	329,300		
100	270,300	329,700		
101	270,800	330,100		
102	271,300	330,500		
103	271,800	330,900		
104	272,300	331,300		
105	272,600	331,700		
106	273,000	332,100		
107	273,400	332,500		
108	273,800	332,900		
109	274,300	333,300		
110	274,700	333,700		
111	275,100	334,100		
112	275,500	334,500		
113	275,800	334,900		
114	276,200	335,300		
115	276,600	335,700		
116	277,000	336,100		
117	277,300	336,400		
118	277,700	336,800		
119	278,100	337,200		
120	278,500	337,600		
121	278,700	337,800		
122	279,100			
123	279,500			
124	279,900			

125	280,100						
126	280,500						
127	280,900						
128	281,300						
129	281,500						
130	281,900						
131	282,300						
132	282,700						
133	282,900						
134	283,300						
135	283,700						
136	284,100						
137	284,300						
138	284,600						
139	284,900						
140	285,200						
141	285,600						
142	285,900						
143	286,200						
144	286,500						
145	286,900						
146	287,200						
147	287,500						
148	287,800						
149	288,100						
150	288,400						
151	288,700						
152	289,000						
153	289,300						
再任用職員	200,700	244,500	259,100	293,700	321,100	364,600	

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別記第2

号 俸	俸給月額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

### 別記第3

#### 専門スタッフ職俸給表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円
	1	330,800	435,600	492,100
	2	332,900	440,100	497,800
	3	335,000	444,600	503,500
	4	337,100	449,100	509,100
	5	339,200	453,500	514,700
	6	341,300	457,700	520,100
	7	343,400	461,700	525,500
	8	345,500	465,400	530,400
	9	347,600	469,100	534,400
	10	349,700	472,500	537,400
	11	351,800	475,500	540,300
	12	353,900	478,300	543,000
	13	356,000	480,900	545,200
	14	358,000	483,300	547,300
	15	360,000	485,600	549,200
	16	362,000	487,400	551,000
	17	364,000	488,900	552,700
	18	365,900	490,300	554,300
	19	367,800	491,700	555,900
	20	369,700	493,100	557,500
	21	371,600	494,500	559,100
	22	373,500	495,800	
	23	375,400	497,100	
	24	377,300		
	25	379,200		
	26	381,000		
	27	382,800		
	28	384,600		
	29	386,400		
	30	388,200		
	31	390,000		
	32	391,800		
	33	393,600		
	34	395,200		
	35	396,800		
	36	398,400		
再任 用職 員以 外の 職員	37	400,000		
	38	401,100		
	39	402,200		
	40	403,300		



41	404,400		
42	405,500		
43	406,600		
44	407,700		
45	408,800		
46	409,400		
47	410,000		
48	410,600		
49	411,200		
50	411,800		
51	412,400		
52	413,000		
53	413,600		
54	414,200		
55	414,800		
56	415,400		
57	415,900		
58	416,400		
59	416,900		
60	417,400		
61	417,900		
62	418,400		
63	418,900		
64	419,400		
65	419,900		
66	420,400		
67	420,900		
68	421,400		
69	421,900		
70	422,400		
71	422,900		
72	423,400		
73	423,900		
74	424,400		
75	424,900		
76	425,400		
77	425,900		
再任用職員	330,800	435,600	492,100

備考 この表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 公務員人事管理に関する報告

(はじめに)

年金処理問題や談合問題等をめぐり、国民の公務員に対する批判は厳しい。こうした批判を真摯に受け止め、すべての公務員が、高い使命感と専門能力をもって、各々の職場において職務に精励し、一步一步努力を積み重ねることにより、公務及び公務員に対する国民の信頼を回復していくことが、何より求められている。

公務員制度については、先の国会で能力・実績に基づく人事管理の徹底や退職管理の適正化等を趣旨とする国家公務員法の改正が行われた。また、行政改革推進本部に置かれた専門調査会において、労働基本権を含む労使関係の在り方について引き続き検討が行われ、内閣総理大臣の下に置かれた「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」において、公務員制度全般の課題について総合的・整合的な検討が始まっており、これらの検討を受けて、内閣が、公務員制度の総合的な改革を推進するための基本方針を盛り込んだ「国家公務員制度改革基本法（仮称）」を次期通常国会に向けて立案し、提出することとされている。

公務員人事管理の体制は、行政運営に責任を持つ各府省大臣が任命権者として一義的な人事管理の責任を負い、その総合調整を内閣総理大臣が行うとともに、中立第三者機関・専門機関である本院が人事行政の中立・公正性の確保や労働基本権制約に伴う代償機能を果たすという枠組みとなっている。

本院は、今後とも与えられた役割を十全に果たすとともに、公務員制度改革に積極的に貢献していきたいと考えている。

公務員制度の検討における主な課題について、本院の基本的な認識を報告すれば、以下のとおりである。

## 1 新たな人事評価制度の導入～能力・実績に基づく人事管理の推進～

### (1) 基本的枠組み

今般の国家公務員法の改正により、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、公布の日から2年以内に新たな人事評価制度を整備し、任用、給与、分限等の人事管理に活用することとなった。

本院は、これまで総務省と共同で、新たな人事評価の試行を行ってきたが、試行で得られた知見を活用し、実効性のある人事評価制度を設計していく必要がある。今秋から実施を予定している次の試行においては、地方機関及び専門職種を対象とするとともに、できる限り多くの機関・職員が参加することによって、公務全体として取組を進める必要があると考える。

これまでの試行結果を踏まえると、新たな人事評価制度の基本的枠組みは以下のように整理することができる。

- ① 職務行動と役割の達成状況を評価する。
- ② 期首・期末に評価者と被評価者が目標設定などについて面談を行う。
- ③ 評価者の上位者が調整を行う。

さらに、評価の公正性・納得性の確保の観点や職員の主体的な能力開発の促進の観点から、評価結果を職員にフィードバックすること、現場レベ

ルを含め各府省において評価に関する苦情に適切に対処する仕組みを整備するとともに本院が担う苦情処理について検討を進めることなどが必要である。

今後、これらの点を含め、人事評価制度の整備に向けて、引き続き、各府省や職員団体等の関係者間の協議を進めていくこととしている。

## (2) 評価結果の活用

この枠組みを前提とした、評価結果の任免、給与及び人材育成への活用についての現時点における本院の考え方は、次のとおりであり、今後、関係者間の議論を深め、新たな人事評価制度の整備に併せて結論を得る必要がある。

なお、評価結果を任免や給与に活用するためには、評価の識別力を高め、評価の客観性・安定性を確保することが前提となるものであり、人事評価制度の整備を進める際には、評価基準の明確化や目標設定の標準化のほか、各役職段階で求められる典型的な職務行動を踏まえた評価項目の適切な設定などに留意する必要がある。また、制度導入後も評価の信頼性・納得性等を高めていく努力を行うとともに、評価の信頼性の向上に応じて段階的に活用の在り方を見直すことも必要となると考える。

### ア 任免

任用は、情実や年功等によらず、各人の能力・実績に応じて行わなくてはならないのは当然のことである。適材適所の任用を行うためには、人事評価に基づき、各人の個別の官職に対する適性などを踏まえて行うことが必要である。

また、改正後の国家公務員法では、分限処分は人事評価又は勤務の状

況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合に行うものとされており、一定以下の低い評価結果を分限処分の契機とするとともに、処分に当たっては評価結果を活用することが必要である。

## イ 給与

給与については、平成18年度から実施している給与構造改革において新昇給制度の導入及び勤勉手当制度の改善を行い、先行的に勤務実績の反映を強化させてきたところである。新たな人事評価制度の導入に併せて、勤務実績の給与への反映の一層の推進を図っていく必要がある。

なお、給与への評価結果の活用を図る上では、個々の職員の組織への貢献が適切に評価できるよう評価項目の設定に留意することが必要である。

### (7) 昇給

昇給については、原則として過去1年間の評価結果を活用し、評価項目別の評価結果や所見等も含めて勤務成績の判断を行い、昇給区分を決定する。

### (4) 昇格

昇格については、上位の職責を果たせるか否かを過去の勤務実績等の適正な評価を通じて判断する必要があり、このため、現に属する職務の級の在職期間における評価結果を活用する。

### (ウ) 勤勉手当

勤勉手当については、役割の達成状況の評価結果を基本として勤務成績を判断し、成績率を決定する。

## ウ 人材育成

人材の育成や活用に評価結果をいかしていくことは、新たな人事評価制度を導入する重要な目的の一つである。特に、職務行動に関する各評価項目の評価結果は、職員の強みや弱みを示す重要な参考指標となることから、これらを考慮して能力向上に効果的な研修を受講させるなど計画的に職員の能力開発や育成を進めるとともに、職員自身が結果を主体的に受け止め、自発的に能力開発を進めるよう促していくことが必要である。

本院としては、今後とも拡充した試行の実施に取り組むとともに、制度設計に当たっては、法律の規定に基づき必要な意見を述べる所存である。

## 2 専門職大学院等に対応した人材確保

- (1) 国家公務員採用試験に対する応募者は、公務を取り巻く厳しい状況の下、ここ数年減少傾向が続いている。その要因としては、民間企業の採用拡大や受験年齢人口の減などのほか、公務の役割が変化している中で、法科大学院、公共政策大学院等の専門職大学院の設置などに伴って、公務への人材供給構造に大きな変化が生じていることが考えられる。

引き続き公務に多様な有為の人材を確保していくためには、平成18年度年次報告書で言及したとおり、公務員の役割や働きがいの明確化、働き方の合理化、社会貢献など公務に特徴的な仕事の魅力の発信などが求められるとともに、新たな人材供給源の開拓や若手職員のモチベーションを維持・向上するための計画的な育成が必要である。

- (2) 専門職大学院の設立をはじめとする大学教育の変化に対しては、学識経

験者による研究会の報告に基づき、大学院出身者の受験をも念頭に、I種採用試験について記述式試験を重視する方向での最終合格者の決定方法の見直しなどを行い、平成18年度から実施に移したところである。

I種採用試験の事務系区分においても、大学院出身者の合格者数の増加が認められるところであり、その状況等を十分に検証しながら、専門職大学院出身者を含めた有為の人材の確保に向けて対策を講じていく必要がある。

公共政策大学院出身者については、比較的多くの者が公務員試験を受験し、合格・採用に結び付いており、今後とも、本府省での「霞が関インターンシップ」や第一線で活躍する行政官による連続講演などを通じた募集活動を強化していきたい。また、法科大学院を含めた対策としては、大学関係者や学生など人材供給側の意向等を十分に把握するとともに、行政官に求められる資質や専門性、公務における人事管理の在り方などを踏まえつつ、関係各方面や有識者の意見も聞きながら、多様な有為の人材の確保に向け、採用試験をはじめとする採用の在り方について、早急に検討を進めていくこととしたい。

### 3 新たな幹部要員の確保・育成の在り方～キャリア・システムの見直し～

行政課題が複雑化・多様化する中で、高い志や倫理観と高い専門性を持った幹部要員を公務に確保し、育成することは、効率的で質の高い行政運営のために極めて重要である。諸外国においても、長期的視野に立って計画的に幹部要員を確保・育成するためのシステムを設けているところである。

しかしながら、現在のいわゆるキャリア・システムについては、従来から、「採用時の1回限りの選抜で、生涯にわたる昇進コースまでが決定されるの

は不合理」、「閉鎖的なキャリア・システムが特権的な意識を生じさせている」などの批判がなされてきたところである。これらの批判は、人事運用の在り方にかかわるものであり、採用後、相当の期間を経た後においてまで採用試験の種類等が過度に考慮されてきたことに問題がある。

一方、効率的な幹部養成にとっては、政策形成に関与する職務経験や管理的業務の訓練、海外留学などの機会には量的に制約があることから、採用後の比較的初期からこうした機会を優先的に付与するにふさわしい人材を公正に選抜することが極めて有効である。また、高い資質の人材を公務に誘致する観点からは、そのような挑戦的な訓練機会を与えられることが大きな魅力となる面もある。

これらの点も念頭に置きつつ、今後の幹部要員の確保・育成の在り方を考えるに当たっては、第一に、「採用時の1回限りの選抜」によることなく、公平で効果的な能力・実績に基づく選抜を行うこと、また、これと表裏の関係にあるが、第二に、複雑化・高度化した行政需要に機動的に対応できる幹部要員を訓練し育成する仕組みを構築していくことについて、各府省等の関係者を含めて、広く国民の合意が形成されることが必要であると考えている。

このような考えに立った上での新たな幹部要員の確保・育成の在り方については、例えば、①Ⅰ種採用職員の採用後の早い段階からの選抜の強化と、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員の計画的育成・幹部職員への登用を推進する、②大卒程度の採用試験であるⅠ種採用試験とⅡ種採用試験とを統合し、その後の昇進については、採用試験の種類にかかわらず個人の能力・適性に依拠して行うとともに、幹部要員の選抜・育成の仕組みについてはその中で構築する、③現行の採用試験の種類は基本的に維持しつつ、一定の時期において又は一定のポストへの昇任に当たり、採用試験の種類に関係なく能力・適性に依拠した



選抜を強化し、幹部要員はその中から育成していく、などの考え方がある。

今後、検討に当たっては、幹部要員に求められる資質・適性とは何か、競争的な労働市場の下で優秀な人材を公務に誘致する上で有効か、幹部要員をどのような方法で選抜することができるか、複雑化・高度化する行政課題に迅速かつ適切に対応できる人材育成が可能か、職務経験や研修機会などをどのように体系的に付与することが効果的か等について、諸外国における幹部育成方法なども参考にしながら、職員間の公平性や機会均等の観点を踏まえつつ、幅広い検討を行い、国民的な合意形成を行っていく必要がある。本院としても、以上の問題意識に立ちつつ、採用試験の在り方も含めて検討していきたい。

当面、各府省において、Ⅰ種採用職員については採用後の早い段階から能力・適性を適切に把握し、選抜を強化するとともに、Ⅱ種・Ⅲ種等採用職員については本院が示した指針に基づき登用促進を図ることが重要である。

なお、採用試験の種類や年次、事務官・技官の別等にとらわれた人事管理が公務部内の人材育成や能力活用を阻害し、セクショナリズムの弊害等の要因になっているとの指摘がある。今般の国家公務員法改正の趣旨も踏まえ、今後、職員の育成・配置や昇進管理の在り方、事務官・技官の呼称の必要性等について、見直しに向けて所要の検討が進められる必要があると考える。

#### 4 官民交流の拡大

人材の流動化など我が国の雇用環境が変化する中で、公務部内の育成では得られない専門性や多様な経験を有する有為の民間人材を年齢にかかわらず採用することは、重要である。さらに、公務と民間との人事交流の推進は、

公務組織を活性化し、閉鎖性を見直す上でも極めて意義がある。

公務と民間との交流については、現在、人材育成や研修として、官民人事交流制度や民間派遣研修制度が、専門分野の即戦力確保のためには、任期付任用制度や選考による中途採用制度が設けられているところである。引き続きこうした制度を更に充実させるとともに、今後、これら既存の制度ではカバーし切れない分野については、その意義や目的を明確にする中で具体的な交流推進策の検討を行うことが重要である。その際、職業公務員との役割分担や公務の公正性の確保にも十分留意することが必要である。

また、幹部職員を中心とした他府省及び民間を含めた公募による任用については、部内育成との適切な組合せにより組織全体の力を高める観点が必要であり、適正な能力実証により公正に実施されることが必要である。

## 5 退職管理～高齢期の雇用問題～

職員の退職管理については、国民から批判を受けない適正な退職管理の実現に向けて、各府省の人事管理に与える影響や職員の職業選択の自由にも配慮しつつ、公務全体として取組を進めることが望まれる。

これについては、今般、国家公務員法の改正により官民人材交流センター等の新たな枠組みが導入されることとなり、また、在職期間の長期化に向け複線型人事管理の導入に資する観点から、本日、専門スタッフ職俸給表の新設について勧告することとしたところである。

一方、近年の公的年金の支給開始年齢の引上げによって、公務員、民間労働者ともに、平成25年度からは60歳で定年退職しても公的年金が支給されないいわゆる無年金期間が発生し、平成33年度の60歳定年退職者からは、65歳になるまでの5年間、原則として公的年金が支給されないこととなる。

こうした状況の下、民間企業については、既に、定年制の廃止、定年年齢の65歳以上への段階的引上げ又は再雇用制度等の導入が法律によって義務付けられ、また、使用者による再就職援助、雇用保険による求職者給付、高年齢雇用継続基本給付金など再就職ニーズや高齢期の収入の減少に対する様々な支援措置の制度化も進んでいる。同様に、公務においても、雇用と年金の連携を図り、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく、職務に専念できる環境を整備することが重要な課題となっている。具体的には、平成25年度を見据えて、民間と同様に年金支給開始年齢までの雇用継続を図ることを前提に、各府省や職員の意向、民間企業の動向等を踏まえた高齢期の雇用確保策についての総合的な検討を行う必要がある。

検討の方向性としては、①定年制の廃止又は65歳までの定年延長、②民間企業並みの再任用の義務化（必要な場合には特例定年・勤務延長の拡充）の二つが考えられるが、いずれを採るにせよ、その検討に当たり、例えば次のような視点が重要となる。

- ① 高年齢者層の増加に伴う在職者数や新規採用者数等との関係。新規採用を抑制した場合の年齢階層別人員構成のひずみをどうするか。
- ② 高年齢者の継続雇用のために民間企業が行ってきている給与システムの変更、能力・実績に基づく人事管理の徹底等にどう取り組むか。
- ③ 職員全体が高年齢化する中での組織の活性化に留意した幹部職員の任用について、専門職種の拡充、処遇の在り方等を含め、総合的にどう考えるか。
- ④ 高年齢者層が増加する中で、職場全体の職務分担の在り方についてどう考えるか。また、短時間勤務やテレワークなどの多様な働き方についてどう考えるか。

本院としては、これらの問題に関し、今後とも関係各方面と幅広く意見交換を行うほか、学識経験者を中心とする研究会を設け、検討を進めていくこととする。

なお、公務員の高齢期における雇用確保の問題については、関係制度官庁が協力しながら、政府全体として、必要な対応を早急に進めることが重要である。

## 6 労働基本権問題の検討

労働基本権を含む労使関係の在り方を見直す際には、公務員の職務の公共性や地位の特殊性、全体の奉仕者との関係、財政民主主義との関係、市場の抑制力との関係等について十分な整理を行って結論を得る必要があると考える。加えて、国民生活や労使関係に与える影響等について、具体的な措置を前提とした十分な検証を行っておく必要もあり、本院としては、専門調査会における議論を注視していきたいと考える。なお、職員の身分保障は、成績主義の原則の下、公務員人事の中立性を確保するために設けられているものであり、労働基本権制約と直接の関係にないことにも留意する必要がある。

## 7 当面の課題

このほか本院が現在、施策の実施に向けて具体的検討を進めている課題について述べれば、以下のとおりである。

### (1) 採用試験の年齢要件

国家公務員採用試験は、多くの民間企業における就職試験と同様、新規学卒者を中心に長期に部内育成を図ることを前提に係員を採用するための方法であり、受験資格として一定の年齢要件を設けている。

年齢要件については、関係者等の意見も聴取しながら検討を行い、年齢にかかわらず外部の人材の採用を推進していくため、昨年度、公募や能力実証の一部を本院が担う経験者採用システムを導入し、6省庁7種類の選考試験を実施したところである。さらに、職業経験の有無にかかわらず、30～40歳程度の者にも就職機会を提供する仕組みとして、閣議決定を踏まえ、国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）を本年秋に実施するべく準備を進めている。

本年6月、閣議決定において、本院に対して、再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験の受験年齢の上限に関する検討の要請が行われた。本院としては、今般改正された雇用対策法に基づく取扱いや、民間企業における実態等を適切に調査・把握しつつ、有識者及び各府省からの意見聴取を行いながら、必要な検討を行うこととしたい。

## (2) 女性職員の採用・登用の拡大

国の行政への女性の参画は、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題である。各府省は、平成22年度までの目標を設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」に基づく具体的な取組を進めており、本院としても、採用試験合格者に占める女性の割合を拡大するとの目標を踏まえ、女子学生を対象とした募集活動を強化するとともに、先輩職員が指導・助言するメンターの導入の支援などを通じて、各府省の取組をフォローしていきたい。

## (3) 人材育成

これからの公務員は、高い使命感や倫理観に加え、幅広い視野や洞察力、

行政官としての高い専門性等を備える必要があり、そのための体系的な人材育成は極めて重要である。

これに資するよう、本院の実施する階層別の行政研修のうち、初任者研修については、体験学習や討議・発表を通じて公務員としての心構え、基礎的素養等を修得することを中心とし、幹部級研修については、公共哲学や公務員倫理に関する研修を充実していくなど、各階層ごとに研修の趣旨・ねらいを明確化するとともに、職員の主体的な参加を促進するため、外国の行政官との直接対話など内容の多様化や日程の弾力化にも取り組む。

さらに、国際的な場で活躍できる人材の育成に資するため、米国連邦政府に職員を派遣し、実務体験させる制度を新設する。

#### (4) 勤務環境の整備

##### ア 勤務時間の見直し

職員の勤務時間は、給与と同様に重要な勤務条件であり、国家公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、民間と均衡させることを基本として定めるべきものである。

職員の勤務時間は1日当たり8時間、1週間当たり40時間となっているのに対し、本院の本年までの4年間の調査によると、民間企業における平均所定労働時間は1日当たり7時間44分、1週間当たり38時間48分となっており、職員の勤務時間より1日当たり15分程度、1週間当たり1時間15分程度短くなっている。また、昨年報告で言及したように、勤務時間の短縮が各府省の行政サービスに与える影響等について調査したところ、各府省は業務の合理化・効率化や勤務体制の見直し等の必要の準備を行えば業務遂行に影響を与えることなく対応が可能であるとし

ている。

このような状況を見ると、早期に民間準拠を基本として勤務時間を見直すことが適当である。

勤務時間の見直しに当たっては、行政サービスに支障を生じることのないよう新たな勤務時間に対応した適切な勤務体制等を整えるための入念な準備を行う必要がある。

本院としては、来年を目途として、これらの具体的準備を行った上で、民間準拠を基本として勤務時間の見直しに関する勧告を行うこととしたい。

## イ 超過勤務の縮減

超過勤務の縮減は、職員の健康の維持、職業生活と家庭生活の調和、若手職員の士気の確保、有為の人材の誘致等の観点から、政府全体として喫緊に取り組む必要のある重要課題となっている。

本府省においては、正規の勤務時間終了後、職員が超過勤務命令を受けずに相当時間にわたって在庁している実態が見受けられる。

この問題については、まずは各府省において職員の在庁時間及びその事由を適切に把握し、不必要な在庁時間を削減するとともに、超過勤務を命ずべき業務についても、政府全体として業務量を減らす取組、厳正な勤務時間管理や管理者・職員の意識改革を図ることなどの現場における時間効率の向上の取組を行う必要がある。

そのためには、政府全体として計画的に在庁時間削減に取り組むこととし、各府省ごとに実態に即した具体的な在庁時間の縮減目標を設定し、その達成のため終業時刻後の勤務の事前登録制や人事当局による退庁管

理の強化などの取組を徹底していくことが肝要である。

公務員人件費を取り巻く厳しい状況を踏まえつつ、これらの取組を行うとともに、超過勤務手当については、各府省内での配分の在り方も含め、必要に応じた予算が確保される必要がある。

本院としても、一時的な長時間勤務への対応策としていわゆる早出遅出勤務の活用を一層推進することに加え、業務の繁閑に対応できるよう変形勤務時間等の弾力的な勤務時間制度等の導入に向けた検討を進めることとする。

## ウ テレワークの検討

I Tを活用した働き方であるテレワークが、仕事と生活の調和を可能とするとともに、個々人の置かれた状況に応じた多様で柔軟な働き方に資するものとして注目されている。政府においても、こうした観点から、公務部門、民間部門を問わず幅広くテレワークの普及促進を図っているところである。このような状況を踏まえ、本院としても、本年4月に「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」を設置し、テレワーク（在宅勤務）の前提としての勤務時間制度の在り方等の検討を進めている。

## エ 心の健康づくりの推進

職場における心の疾病を減少させるためには、管理者が、職員のストレス状況の把握に努め、職場におけるストレス要因の軽減・除去及び勤務環境の向上に努めることが重要であるとされている。本院は平成16年に「職員の心の健康づくりのための指針」を発出したところであるが、



近年の心の疾病の増加状況をみると、心の健康づくり対策の推進は引き続き重要な課題となっている。各府省においては、専門医の協力等を得て、積極的に職員等の実態を把握し、勤務環境の改善に努めるとともに、上記指針に基づいた適切な対応を確保していく必要がある。本院としても、職員の心の健康状態の実態把握を行い、早期発見のための方策の検討に取り組むとともに、各府省が共同で利用できる「こころの健康相談室」や「職場復帰相談室」の拡充に努めることとする。

#### （おわりに）

公務の遂行には、法律に基づいて公平・公正な取扱いを行うことや、迅速・確実に行政サービスを提供することとともに、効率性の確保が求められている。これを担う公務員には、各行政分野の知識経験とともに、高い使命感や倫理観をもって公務を遂行することが求められていることを、公務員自身が常に自覚することが肝要である。

一方、今後、公務員制度改革を進めていく中で、現に職務に携わる公務員が安んじて職務に精励し、また、有為の人材が公務を志すことができるよう、公務の役割や政官の役割分担について広く議論がなされ、求められる公務員像や公務員の役割、職業公務員の位置付け等についての合意形成がなされることを期待したい。